

平成30年9月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

2番	江 崎 貴 大	3番	加 藤 克 之
----	---------	----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	渡 邊 秀 樹
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	安 井 耕 史
教 育 部 長	立 松 則 明	総 務 部 次 長 兼 庁 舎 建 設 室 長	伊 藤 重 行
民 生 部 次 長 兼 福 祉 課 長	山 下 正 巳	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	伊 藤 仁 史
開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴	会 計 管 理 者	山 田 淳
教 育 部 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長 兼 十 四 山 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 館 長	安 井 文 雄	教 育 部 次 長 兼 図 書 館 長	横 山 和 久
監 査 委 員 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	総 務 課 長	佐 藤 文 彦
財 政 課 長	佐 藤 雅 人	秘 書 企 画 課 長	安 井 幹 雄
危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人	税 務 課 長	佐 野 智 雄
収 納 課 長	服 部 朋 夫	市 民 課 長	梅 田 英 明
保 険 年 金 課 長	服 部 利 恵	環 境 課 長	柴 田 寿 文

健康推進課長	飯田宏基	介護高齢課長	藤井清和
児童課長	大木弘己	十四山支所長	鈴木博貴
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修	農政課長	小笠原己喜雄
商工観光課長	横江兼光	下水道課長	水谷繁樹
会計課長	伊藤えい子	学校教育課長	渡邊一弘
歴史民俗資料館長	伊藤隆彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石田裕幸	書記	鷺尾里恵
書記	伊藤国幸		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） 会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映の許可をされたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁をされる皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、江崎貴大議員と加藤克之議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず永井利明議員、お願いします。

○5番（永井利明君） 5番 永井利明でございます。

おはようございます。

このたびは、一般質問11回目にして、初めてトップバッターにさせていただきました。いささか緊張をいたしております。

本日は2点質問させていただきます。

まず、第1点目は、ブロック塀の安全点検結果及びその対処はということであります。

この夏は、実に大きな自然災害が複数ありました。7月上旬の西日本豪雨では、多くの方が被害を受けました。また、9月4日火曜日には、台風21号が関西を中心に、この弥富市にも猛威を振るいました。さらには、9月6日木曜日には北海道で震度7の大地震がありました。それぞれの災害で多くの方がお亡くなりになりました。御冥福をお祈りいたします。また、被災をされた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、ここでは、6月18日月曜日に関西に起きた大阪北部地震における被害について触れさせていただきます。

この地震は震度6弱の直下型地震で、大都市の地震として帰宅困難者など多くの被害者を出しました。その中でも、小学校4年生の児童がブロック塀の下敷きとなり、死亡したというニュースが大きな波紋を呼びました。そのブロック塀というのは、事もあろうに小学校プ

ールの約40メートルにもわたり倒壊したものであります。こんなことは絶対にあってはならないことだと思いました。

本市におきましても、保育所、小・中学校はいいんだろうかと即座に心配をいたしました。7月の議会改革協議会の冒頭に市長から報告があり、幾つかの保育所、小・中学校のブロック塀が危ないということで、早速、対処したいとのお話がありました。

そこでお聞きしたいと思います。

学校等ブロック塀点検結果の詳細について、お聞かせをください。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 皆さん、おはようございます。

学校等ブロック塀の点検結果の詳細について答弁させていただきます。

点検は、市職員が設計会社と建設事業者にアドバイスを受ける形で、目視点検を実施いたしました。ブロック塀の判定基準でございますが、高さ2.2メートル以下、控え壁は壁の長さ3.4メートル以下ごとに設けること、これは高さ1.2メートルを超えるものに適用する。壁の厚さについては、壁の高さ2メートル超から2.2メートル以下のものについては15センチ以上の厚さを必要とし、壁の高さ2メートル以下のものについては10センチメートル以上の厚さを必要とするとして判定しました。

その結果、現在の建築基準法に適合していないと判定したブロック塀等は、小・中学校では6校12カ所で行いました。学校別の内訳は、弥生小学校4カ所、桜小学校2カ所、大藤小学校1カ所、栄南小学校1カ所、白鳥小学校2カ所、十四山西部小学校2カ所で行いました。

保育所については、十四山保育所1カ所で行いました。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） このブロック塀の危険性については、過去にも言われてきました。今から40年前、1978年の宮城県沖地震では、死者28人中18人が倒壊した塀や石の門柱の下敷きになったということでもあります。そこで1981年、建築基準法施行令が改正され、高さを2.2メートルに引き下げました。ただいまの答弁にもありましたように、このほかにも高さ1.2メートルを超える場合は3.4メートル以下の間隔で控え壁をつくる、高さ2メートル以上ならばブロックの厚さを15センチ以上にする、ブロックの中には一定間隔で鉄筋を配置するという規定があるようでもあります。

私も40年前、若き教員としてブロック塀の点検をして回った覚えがあります。その後、年数がたつにつれ、だんだんブロック塀の危険性が忘れ去られていったように思います。そして、池田小事件を初め学校への不法侵入が問題化され、学校の門扉を施錠したり、プールなどは盗撮を防ぐためにも塀を高くしていったわけでもあります。しかし、そのことが今回の

ような悲しい結果を招いたわけであります。

さて、本市ではいち早く修繕をされたということではありますが、その修繕内容とかかった費用についてお答えをください。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 学校等ブロック塀の修繕内容と、その費用について答弁させていただきます。

小学校の12カ所のブロック塀等については、撤去し、場所によってはフェンスを設置いたしました。費用については約1,246万円でした。

保育所の1カ所についても既に撤去を完了しております。費用については、約22万1,000円でした。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 早々の修繕は、さすがと言うよりありません。

さて、保育所、小・中学校のブロック塀は修繕完了ということではありますが、問題は通学路だろうと思います。これも既に点検が済んでいると思われまじけれども、その状況についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 通学路におけるブロック塀等の状況について答弁させていただきます。

地震後、全校において、教員の目視による方法により通学路の緊急点検を実施したところ、ブロック塀以外にも多くの危険箇所が報告されました。11校による報告数は215カ所でした。そのうち、県、電気事業者及び電話事業者については、教育委員会から点検の状況等を確認しました。他の個人所有物件の箇所については、学校と児童・生徒が話し合い、危険箇所であることを情報共有しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁によりますと、かなりの箇所があるようではありますが、修繕といっても民間のことですので、すぐにはかなわないと思います。通学路の変更ということは考えてみえるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 危険ブロック塀のある通学路の変更について答弁をさせていただきます。

通学路の変更を必要とするときは、学校長はPTAと協議をして変更するか判断しております。今回の通学路点検を踏まえ、通学路を変更したところはありません。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 通学路の変更ということは大変難しいことだと思います。変えたがばかりに事故が起きたということになってはいけません。言うまでもないことですが、地域の方々、保護者の方々にもよく理解していただくことが大切かと思えます。できることなら、現在の通学路を生かすために、民間のブロック塀も修繕していただくのが一番いいわけですが、そのブロック塀の撤去及び修繕の補助制度というのはあるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） おはようございます。

御答弁申し上げます。

市では、大阪府北部地震を教訓に、市民の生命・身体及び財産を地震の被害から保護するため、転倒のおそれのあるブロック塀等を撤去する費用の一部を補助する制度の創設を予定しております。

補助に必要な予算を本議会の一般会計補正予算議案第58号に計上させていただいており、補正予算をお認めいただいた折には、本年10月1日より補助制度を施行したいと考えております。

補助制度の予定概要といたしましては、補助となるブロック塀等は市内にあり、道路または公共施設の敷地との境界に接して設置されたもので、コンクリートブロック、レンガ、石材などの塀で、道路面から1メートル以上の高さがあり、かつ敷地地盤面から60センチメートル以上のもの、また転倒のおそれがあるもの、これら全てに該当するブロック塀等でございます。

次に、補助金の額でございますが、予算の範囲内において交付することになりますが、対象となるブロック塀等の撤去に要する費用と撤去延長1メートル当たり1万円を乗じて得た額の少ないほうの額の2分の1でございます。なお、補助限度額は10万円を予定しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 通学路以外のところでも、違法ブロック塀は修繕していただくのが被害を防ぐためにはいいわけですが、そのためには、今お話しいただいた修繕の補助制度の範囲を広げていくことがさらに必要かと思えます。

最後に申し添えておきたいことがあります。このたびはブロック塀について問題にしましたが、通学路にはその他危険を多くはらんでおります。地震被害だけで考えても、倒れそうな看板、自動販売機の倒壊など、いろいろとあります。関係者が定期的に巡回し、危険箇所をチェックする必要があると思えます。通学団による登下校という日本のよき伝統を守り続ける上でも、私たちは目を配っていきたいと思っております。

最後に市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

永井議員に御答弁申し上げたいと思います。

ことしの夏ほど日本列島において自然災害の多い季節はなかったかなというふうに思っているところでございます。今、お話をいただいている6月の大阪府北部地震、そして7月の西日本豪雨、そして先週の台風21号、あるいはその翌日の北海道の地震、震度7の地震でございました。それぞれの災害におきまして、たくさんの方が犠牲になられております。この場をかりまして、お亡くなりになりました犠牲者に対しては心からお悔やみを申し上げるとともに、被災地の皆様方にはお見舞いを申し上げたいと思っておるところでございます。

さて、議員が御指摘の大阪府北部地震についてでございますが、御承知のように、女子児童のとうとい命がブロック塀の倒壊ということで失われたわけでございます。この事故を受けて全国で建築基準法に適合していないブロック塀の一斉調査が行われたことは、皆様方御承知のとおりでございます。本市においても、先ほど教育長が答弁したとおり、全ての小・中学校、そして保育所内の適用外ブロックについては全て撤去するという形で、夏休み中にその対応を完了させていただきました。

通学路を初め、市内には多くのブロック塀がございます。こちらについては先ほど開発部長が回答したとおりでございますけれども、今9月定例議会におきまして補正予算を計上させていただいております。そうした状況の中において、市民の皆様方にこの補正予算を御活用いただき、子供たちの通学路に対して安心・安全ということを図っていただければ幸いかなというふうに思っております。市といたしましても、さまざまなツールを通じて市民の皆様方に進めていきたいと考えておりますので、議員各位、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 子供たちの安全確保のために、早々の対応をありがとうございます。

災害は忘れたころにやってくるという言葉はもう通用しません。前の災害の記憶の新たなうちにやってくると言ったほうがいいかもしれません。自主防災会もほとんどの地域で発足しております。私たちはいつも防災・減災を頭に置いておく必要を痛感しております。

以上で、第1問目を終わりたいと思います。

続きまして第2問目、外国人児童・生徒の指導についてということで質問をさせていただきます。

私は以前からこのことについて疑問というか、このままでいいのかというふうに思っております。外国人児童・生徒のことはもちろんであります。現場の人間、指導する学校の

教員が大変困っているのではないかということも一つであります。そして、最近の新聞報道によりますと、今後ますます外国人労働者を受け入れていくということがよく出てまいります。私は、ふえてくるということについてはやむを得ないことだと思っております。しかし、懸念されることは、受け入れ態勢が社会的にもきちんとしてきているかということでもあります。昨年でしたか、市長のほうから、現在、弥富市には三十数カ国、1,500名ほどの方が見えるという話を聞きました。確かに外国の方らしい方を市内でもよくお見かけするようになりました。

そこで、はっきりとお聞きしたいと思います。現在、本市在住の外国人の方は何名見えるのでしょうか。できましたら国別で答えをいただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 本市在住の外国人の方は何名かという御質問でございますが、本年度7月31日現在、弥富市に在住の外国人の方は、男性の方で1,080人、女性の方で641人、合計1,721人でございます。

国籍の多い順に申し上げますと、ブラジルの方が471人、ベトナムの方が364人、フィリピンの方が238人、中国の方が225人、パキスタンの方が110人と多く、あとは100人を切っている状況でございます。合計38カ国の方が弥富市に在住されております。

参考でございますが、2017年、日本全体における在留外国人は256万1,848人で、過去最高になっております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 実にいろいろな国の方々が見えるということにびっくりさせられます。人数も合計1,721名ですか、これもまた驚きであります。

小・中学校においても、きっとふえてきているのではないかと思います。しかし、外国人児童・生徒といっても、いろいろな環境の子がいると思います。統計上もさまざまな分け方がなされておりますけれども、教育的には実際どんな定義づけがなされているのでしょうか、お答えをください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 外国人児童・生徒の教育の定義はという御質問でございますが、外国籍の保護者には、その子供に日本の教育を受けさせる義務はございません。しかし、日本に在住する外国籍の子供が日本の学校で学ぶ自由は保障されております。したがって、外国籍の児童・生徒が全て日本の学校に在籍するわけではございません。在日外国人学校やインターナショナルスクールでの学習、IT教育や通信教育など多様な形態での学習など、さまざまな選択が可能です。こうした子供たちの多くが、社会・経済的な条件などを考慮した上で日本の学校で学んでいるのが現実でございます。

また、日本国籍であっても、国際結婚の子供、長期の海外生活を経て帰国した子供たちで日本語の指導が必要な児童・生徒がいます。一方、外国籍であっても、生まれ育ちが日本で、日本語に堪能な子供もお見えになります。

したがって、義務教育の場での外国人児童・生徒の教育というのは、日本語指導が必要な児童・生徒の教育と定義されております。この日本語指導が必要な児童・生徒は、外国籍の子供もお見えになれば、日本国籍の子供もお見えになるという現状でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁では、外国人児童・生徒と言わずに、日本語指導が必要な児童・生徒ということですね。確かに日本語がうまく話すことができなければ、どんな学習も成り立たないかもしれない。以下私もできるだけ、日本語指導が必要な児童・生徒と言うようにこの後していきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

現在、本市の小・中学校に在籍している日本語指導が必要な児童・生徒というのは何人いるのでしょうか。できましたら、小・中別、学校別でお答えいただけるとありがたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 日本語指導が必要な児童・生徒は、4月現在で、小学校で32人、中学校で11人の合計43人でございます。

学校別では、弥生小に15人、桜小に10人、大藤小に4人、白鳥小に1人、日の出小に2人です。中学校では、弥富中に8人、弥富北中に3人です。栄南小、十四山東部小、十四山西部小、十四山中学校には該当児童・生徒はございません。

就学している児童・生徒の母国語はポルトガル語が一番多く、次にフィリピン語、ベトナム語、最近ではパキスタンのパシュート語などさまざまでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁では、弥生小と桜小に多いということがわかります。インターネットではありますが、外国人児童・生徒ということで調べてみますと、愛知県全体、平成28年度で約1万500人、そのうちこの海部地域は約200人、弥富市は約60名となっております。この海部地域では、あま市の約80名に次いで多くなっております。愛西市の4人と比べると大変多いと思います。これからはもっと多くなるような気がします。

そこで心配が増してくるわけでありまして。この子供たちの教育はどんな状況になっているのかと。また、日本語がわからない保護者と担任が話す場合、どのようにしているのか。現場の先生方の苦勞が想像されます。

そこでお聞きしたいと思います。

現在、本市の小・中学校に在籍している日本語指導が必要な児童・生徒の教育というのはどのようにしているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 日本語指導が必要な児童・生徒の教育はどのようにしているかという御質問でございますが、文部科学省による教員配置の基準は、日本語指導が必要な児童数が10人を超えれば、指導教員が1人加配となります。21人を超えれば、2人の加配となります。県からの加配があるのは弥生小と桜小でございます。さらに、弥富市では市雇用の語学支援員を弥生小と大藤小と弥富北中学校に配置しております。また、弥富中には弥生小の語学支援員が巡回指導もしております。

弥生小では、再任用の教員2名と市雇用の日本語指導支援員2名の4名体制で、15人の日本語指導教室を行っております。

桜小では、再任用の教員2名が10人の日本語指導に当たっております。

大藤小では、市雇用の日本語指導の教員が、取り出しや入り込み授業で4人の兄弟を教えております。

白鳥小では、再任用教員の2名で1人の取り出し授業を行っております。

日の出小では加配教員はいませんが、特別支援担当の先生が2名の取り出し授業を行っております。

弥富中では加配教員はいませんが、特別支援学級の3人の生徒は特別支援教室内で日本語指導を、あと5名は国語の取り出し授業を図書室で先生を順番に割り当てしながら指導しております。

弥富北中では、3人の生徒に国語、数学、理科、社会の4教科の取り出し授業を市雇用の先生で行っております。

教材は、「サバイバル日本語」や「ひらがな学習」という初歩の日本語教材、もう少し進んで「日本語基礎」という教材を使い、日本語の習得を行います。教材開発もどんどん進化し、外国語に堪能でない先生でも120日間で日本語の初歩を教科と相まってマスターさせるプログラム学習もございます。

通常学級の授業と取り出しの日本語指導教室を併用して学習し、高学年や中学生になると、通常学級だけで学習生活が可能となるように指導しております。

また、学期ごとに県の教育委員会から、ポルトガル語とスペイン語、フィリピン語の語学相談員が訪れ、語学指導や生活相談を行っております。

また、地域の力をかりて、ボランティアで保護者や子供の通訳をしてくださるブラジル出身の方や英語学習の語学指導助手（ALT）の方がフィリピン語の通訳をくださり、学

校を支えてくださっております。

また、児童課ではプレスクール授業として外国人児童が日本の学校生活に適用できるように、小学校入学前に各保育所で5人の市雇用の指導員さんにより適応指導を行っております。

さらに近年、スマホの数種類の通訳アプリが100以上の言語に対応しており、子供・保護者との会話や文章翻訳にとっても威力を発揮しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁を聞き、各校とも大変な御苦勞をされているということがよくわかりました。学校には余分な先生は一人もいないと思います。そんな中、取り出し指導を行っているということは、まさに無理が生じると思っております。10人以上で1人の加配というのを5人ぐらいで1人に変えていく必要があると思います。そんな中、本市では独自に語学相談員が配置されていると聞き、大変うれしく思っております。

それにいたしましても、先日、5月9日付中日新聞夕刊では、外国人児童の約5%が特別支援学級で学習しており、これは日本人児童の約2.3%の倍以上になるということでありました。これに対して新聞の解説では、外国人が多い地域で日本語を教える制度が整っておらず、日本語ができずに情緒不安定になっている子弟らの事実上の受け皿になっているとありました。しかし、これでは本来の特別支援学級の意味合いが違ってくるのではないかと思います。

本市では余りこういうことはないようですが、わずかな人数であればまだしも、多人数になってきた場合、もともとの特別支援学級の児童に支障が出るのではと心配をされます。また、少しぐらい日本語がわかるからといって普通学級でやっていくのも難しいのではないかと思います。1人の担任が35人近くを見ていくわけです。1人にかかる時間も限られてまいります。どうしても他の児童と同じやり方になってしまいます。やはり教員定数の加配が望まれるところであります。

そこでお聞きしたいと思えます。

外国人児童・生徒、日本語指導が必要な児童・生徒に特別カリキュラムがあるかということについてお聞きをしたいと思えます。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 外国人児童・生徒に特別なカリキュラムがあるかという御質問でございますが、日本語を母国語としない子供たちの学ぶ力の育成には、日本語指導と教科指導とを統合的に捉えていく必要があり、そのためにJ S Lカリキュラム、第2言語としての日本語カリキュラムという学習教育課程が開発されました。

このカリキュラムは、子供たちの体験を日本語で表現したり、教科学習の過程やその結果を日本語にまとめたり、さらには学習したことを他の子供たちに向けて日本語で表現したり

といったように、日本語による学ぶ力の獲得を目指したカリキュラムでございます。

例えば、算数の速さの勉強でトンネルの通過にかかる時間を求めます。そこで「通過」という言葉の意味を学びます。小学校では、全ての教科ではありませんが、児童の日本語能力に応じて、このようなカリキュラムで学ぶ力をつけています。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 今の「JSLカリキュラム」という言葉を私も初めて耳にいたしました。このカリキュラムが機能していくためには、やはり人が足りないと思います。

外国人児童・生徒は、今後ますます多くなるだろうと言われております。平成28年度の全国調査では、公立学校に在籍している外国籍の児童・生徒は約8万人、日本語指導が必要な日本国籍の児童・生徒数は約1万人、合計9万人となっております。本市でもふえていくことは間違いのないところであります。

先日、公務のため、ある保育所に行きましたら、外国人の子らしい子が多く見受けられました。この先、新聞報道によれば、政府は外国人労働者の受け入れ拡大を進めるとありました。この方々は単身で見えるわけで、家族帯同は認められていないようであります。先進諸外国に比べると、外国人労働者の数は極めて少ないようであります。日本にいることのできる年数も限られております。しかし、外国の方が日本人と結婚すれば、そのあたりは変わってくるようであります。国際結婚もますますふえてくる感があります。

この弥富市も、現在約60名ですが、今、多数の外国人児童・生徒がいる市町村もあるようです。調べてみますと、豊橋市が約1,100人、豊田市が約900人、小牧市が約600人と出ております。このような市は、この子たちに対してどのような教育をしてみえるのでしょうか、わかればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 豊田市、豊橋市の外国人児童・生徒にどのような教育をしているかという御質問でございますが、1990年当時、バブル景気の労働者不足を背景とした入国管理法の改正により、日系3世まで在留資格が緩和され、ブラジルやペルーなど中南米諸国から就労目的の日系人が多く来日するようになりました。2008年のリーマンショックにより、こうした日系人の多くが帰国しましたが、近年の景気回復とともに増加傾向にあります。

2017年の統計では、日本にいる在留外国人は約256万人で、愛知県は東京都の約54万8,000人に次ぐ約24万3,000人でございます。愛知県の在留外国人は、2008年に約23万人とピークになり、それから減少になりましたが、2014年ごろから再び増加となり、現在はピーク時を上回る勢いでございます。県内では名古屋市に約7万7,000人、豊田市に1万6,600人、豊橋市に1万5,700人、尾張地方では小牧市に8,700人、春日井市に6,900人となっております。

豊田市では、2015年、日本語教育が必要な児童・生徒数は、小学校で569名、中学校で177

名でございます。この状況に対して県による加配教員が小・中学校に37名、豊田市の雇用職員として41名の学校日本語指導員が指導に当たっております。また、保見地区など特に編入の多い3地区においては、来日して間もない外国人児童・生徒などに、学校に入る前に初期指導教室「ことばの教室」を開設し、3カ月から4カ月ほど日本語指導や適応指導を行っております。

豊橋市も同様に指導体制をとっております。特徴的なものが登録バイリンガル制度というものがあり、有償ボランティアで、家庭訪問や3者懇談のときの通訳の業務を行います。10カ国語の言語、47人の登録があるそうでございます。

今後、外国人児童・生徒の教育を充実させるためには、語学指導員の確保と大学の教員養成課程における異文化理解、外国人児童・生徒教育が必要であると思います。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 人数が多くなれば、県の手当でも違って来るわけですね。しかし、その現場で働いてみえる先生方の御苦労は想像できるところであります。

これからの日本は、どんどんグローバル化していくと思います。外国人は、観光客だけでなく、労働者もますますふえていくわけです。つい先日も、あるコンビニで外国人の定員の方に会計をやっていただきました。ガソリンスタンドでは、パキスタンの青年にガソリンを入れてもらいました。もはや共生を考えていかなければならない段階かもしれません。

そのためには、日本語の習得は不可欠であります。言葉によるコミュニケーションがなければ、事は進みません。外国人児童・生徒の中にも、早く日本語を覚える子、なかなか覚えられない子の差は当然あるでしょう。根気よく指導していける体制づくりをしなければなりません。そして、その子たちが文化・歴史の違う日本の社会で生きていく力をつけていく必要があります。

そこでお聞きをします。

外国人中学生の進路についてであります。進学、就職、さまざまだと思います。お教えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 外国人生徒の進路はという御質問でございますが、弥富市の中学校では、この3年間で、日本語指導を必要とする生徒が、男子4名、女子5名の9名が卒業しました。男子の4名の進路先は、県立高校2名、専修学校1名、県立の定時制高校1名、女子の5名の進路先は、私立高校2名、専修学校1名、通信制高校1名、県立の定時制高校が1名で、9名全員進学しております。中3の時点で日本語指導が必要でなく、通常学級で卒業した生徒は、ほとんどが進学しております。進学率としましては、低いという状況では

ございません。

また、公立高校では、外国人生徒及び中国帰化生徒を特別に選抜する枠のある県立高校がございます。尾張地区では、名古屋南高校、中川商業、小牧高校、東浦高校の4校です。ここでは取り出し授業で外国人生徒に教科指導と日本語指導を行っております。

豊田市の外国人生徒の中学卒業後の高校、高専、専修学校への進学率は90%前後でございます。弥富市と同様に低くはありません。

消費文化の違いで、貯蓄の習慣のない人々は学資が用意できず、子供に進学させない例がございます。進学のための貯蓄を強く学校や行政が勧めていると聞いております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 環境の違いは当然あると思いますけれども、日本の子と同じように、その子の能力に合った進路指導ができるといいと思います。

文化庁の見解では、外国人を日本の社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策をしっかりと講じていく必要があるとされております。

最後に市長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員から、外国人の児童・生徒の教育についての御質問でございます。

最初にお話をさせていただいたように、現在、弥富市は38カ国、1,720の方が私たちと一緒に暮らしをさせていただいておるわけでございます。全人口の4%ほどに当たるかなというふうに思っております。そして、先ほど話がありましたように、児童・生徒は小学生が32名、中学生が11名ということで、合計43名の方が学校で学んでいます。しかしながら、9つの保育所では70名お見えになります。最近、数がふえてきているというような状況が言えるかと思えます。保育所の園児に関しましては、全体の7%ほどが外国人の子供であるということでございます。

これは、私どもは西部臨海工業地帯という形での背後地としての企業、あるいはさまざまなサービス業という形の中でお仕事をいただいている。あるいはまた、農業振興地域という形で愛知県の第8位にランクされておりますトマト栽培等の、いわゆるそういった形に、農業に従事してみえる外国人が多くなってきている。あるいは、先ほども議員からお話がありましたように、さまざまな第3次産業、サービス業の中でお仕事をされ、また中小企業等においてもなかなか日本人の雇用がままならないというような状況が、その背後にあるというふうに考えておるところでございます。

日本にやってきた子供たちの気持ちを考えると、言葉が通じない、あるいは習慣が異なっ

ているから戸惑ってしまう、あるいは食べ物が全く違う、友達も少ないという形で常に不安があろうと思うところでございます。このようなことを埋めていくためには、日本語指導ということが大事だろうと思っております。外国から来ていただいた子供たちが日本語を習得することを通じて、日本の子供たちと仲よく生活ができ、また互いに理解し合うことは、この上ない私たちの喜びでもあります。

今後も、日本語指導教員や指導員の増員という形で、外国の子供たちにしっかりと弥富市としては対応していかなくやならないと考えておるところでございます。中学校を卒業するまでに、しっかりとした生き方等を身につけていただければ幸いかなというふうに思っております。

また一方、日本の子供たちにとっても、外国から来た子供たちと一緒に学び、生活することは、またとない機会でもあろうというふうに思っております。異文化を理解していく、あるいは国際感覚を身につけていく、あるいは人材の感覚を高めていくというようなことについては、貴重な体験であり、学習であろうと思っております。

いずれにいたしましても、弥富市ではこのような環境に対して外国人の人々に教育を中心としてできる限りの応援をし、よりよい共生を図っていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございます。

外国人児童・生徒の指導につきましては、全く人手が足りないということは明らかであります。国・県は教員の増員を考えるときに来ていると思っております。また、そうすることが、今いる教員の働き過ぎ解消の一部にもつながり、ひいては日本の児童・生徒のためにもなっていくものと思っております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は11時ちょうどといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の平野議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしく願いをいたします。

それでは平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） 10番 平野広行。

通告に従いまして、弥富市第4次行政改革について質問いたしますが、質問に入ります前に、先日発生しました北海道地震でお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りしますとともに、被災された方に対してお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。

平成18年、弥富市が誕生してから3年後の平成21年に、今後10年間のまちづくりの指針として、本市の最上位計画である第1次弥富市総合計画を策定し、事業を推進してきましたが、本年度が最終年度となっており、現在、次の10年に向けた第2次弥富市総合計画を作成中があります。

また、今回質問いたします行政改革大綱は、平成19年3月に弥富市第1次行政改革大綱、23年2月に第2次、26年2月に第3次、そしてことし3月には弥富市第4次行政改革大綱が策定をされました。きょうは、この弥富市第4次行政改革大綱についての質問をいたしますが、具体的な質問に入る前に基本的なことから質問をしていきます。

まず、本市の最上位計画に位置づけられます総合計画における行政改革大綱の位置づけと伺いますか、総合計画との関係について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員に御答弁申し上げます。

総合計画と、いわゆる行政改革大綱との関係についての御質問でございますが、御承知のように、総合計画は市民と行政の共通目標であり、かつ自立したまちづくりを進めるための活動指針となるものでございます。いわば本市の最上位計画でございます。第1次総合計画の策定から、ことしは最後の年になります。本市におきましても、他の自治体と同様に、人口減少、少子・高齢化の波が押し寄せており、今後の市の財政状況は一層厳しさを増してくるものと考えておるところでございます。

そうした状況の中において、第4次行政改革大綱をしっかりと進めていかなきゃならないということでございます。本市の将来像を明らかにした総合計画を着実に実現するために、仕事の進め方、あるいは考え方を変革するとともに、行政のあり方や方向性を示す役割を担い、持続可能な行政運営を推進するための行政改革の指針となる大変重要なものであると理解をしております。

議員各位には、ことしの3月に第4次の行政改革大綱という形でお示しもさせていただいておりますので、また御理解を深めていただければと思っております。いわば我々の自治体は行政改革なくして進展なしと言っても過言ではないだろうという、それぐらいの決意で臨んでいかなければならないと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 施策とか事業を効率的かつ効果的に実現するための考え方やあり方

を示す役割を担うというふうに理解しておきます。

それでは、次に行政改革の視点について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

行政改革の視点についての御質問でございますが、第4次行政改革大綱では、本市の将来像の実質的な方向として3つの基本方針を設けております。そして、これをしっかりと取り組み、体系づけていきたいというふうに考えております。

その基本方針の1つは、市民サービスを提供し続ける持続可能な基盤の強化でございます。そして2点目は、市民の期待に応える市役所の能力、機能の強化でございます。そして3点目は、市民と問題を共有し、課題を解決する協働の強化でございます。この3つの基本方針のもと、行政改革を進めていくこととしておりますので、議員各位の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 言ってみますと、視点といいますと、最少の経費で最大の効果を生むということ、それから民間に委ねることができるものは民間に委ねると、それからまた、今、弥富市には何が求められているか、何を優先すべきか、こういったことをしっかりと見きわめると、こういうことだと思います。

それでは、次に推進体制と計画期間について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

推進体制につきましては、市長を本部長とする行政改革推進本部が中心となって、全庁を挙げて推進することにしております。平成29年9月に推進本部を設置し、昨年度は計6回の会議を開催いたしました。また、市長の諮問に応じ、本市の行政改革の推進に関する重要事項を調査・審議するために、有識者で構成される行政改革推進委員会がございます。昨年度は2回の会議を開催させていただきました。

また、第4次行政改革大綱及び第4次行政改革実施計画の計画期間についてでございますが、平成30年度から平成34年度までの5カ年計画となっております。

なお、実施計画につきましては、社会情勢の変化等において弾力的に対応させていただくということになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

いずれにいたしましても、しっかりと行政改革を前に進めるということで理解していただければと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 市長が本部長となる行政改革推進本部、また行政改革、これは民間

の方ですが、委員長となって行政改革推進委員会を中心にして行うということで、計画は5年ということになっております。

それでは最後にですが、改革の進め方、どういったふうに進めていくのか、この辺についてお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

第4次行政改革大綱の策定とあわせて、第4次行政改革実施計画を策定しておりますが、この実施計画は、大綱に示した内容を着実かつ集中的に推進するための具体的な取り組みを示したものでございます。

また、毎年度見直し作業を行い、重点施策項目ごとに、取り組み項目、取組期間及び目標値（額）などを設定し、取り組みを推進しております。年度終了後には取り組みの成果を検証し、市民の皆様には行政改革実施報告書として市ホームページで公表をさせていただいております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） これで基本的なことを伺いましたので、次は具体的なことについて質問していきます。

皆様のお手元に配付させていただきました表3、これをごらんいただきたいと思います。

これまで行った各年度の行政改革の取り組みにおける当年度分の効果額が、平成30年3月に策定されました弥富市第4次行政改革大綱の中で年度別効果額として表3に示されておりますが、平成22年度から24年度までは効果額が毎年1億7,000万円から2億1,000万円と順調に推移してきました。しかし、28年度においては効果がマイナスになっております。歳入確保の取り組みにおいては、その効果が続いておりますが、歳出削減においては、平成27年度、28年度と効果がなく、逆に歳出増となっておりますが、これらの点についての説明をお願いします。

また、29年度の取り組みの効果の結果も出ていると思いますので、あわせて説明をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

平成27年度、平成28年度の行政改革の効果額につきましては、議員が御指摘のとおり、歳出削減ではなく、歳出増加となっております。その要因といたしましては、第3次行政改革実施計画の推進項目、定員管理の適正化におきまして、職員の抑制・削減とは逆に、退職者より採用者のほうが多く、職員が増加したことが理由となり、他の推進項目で歳入増加や歳出削減を行い、行政改革の効果を上げていても、それ以上に人件費がかかり、効果額を打ち

消したことによるものであります。

また、平成29年度の取り組みの成果につきましては、主なものとして、公有財産の有効活用の効果額として781万3,000円で、これは市が所有している未利用地等の貸し付けによるものであります。

次に、未収金対策の充実・促進といたしまして、西尾張地方税滞納整理機構に参加し、収納対策の強化を図ったことで、2,822万5,000円の効果がありました。

3つ目といたしまして、前納報奨金の引き下げ等の効果額として883万3,000円の削減で、これは固定資産税の前納報奨金制度を廃止したものでございます。

平成29年度全体といたしまして、4,703万円の効果を上げております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 28年度は定員管理がうまく行われなかったと、増員になっちゃったということで効果額がないということですが、29年度においてはトータル4,700万円程度の行政改革の効果が出たということですね。

次に、中期財政見通しでは、平成34年度における形式収支では約11億円の財源不足が計上されております。第4次行政改革実施計画において累積効果額は約1億円が計上されておりますが、これですと10億円の財源不足となります。したがって、今後、年間約2億円の行政改革の効果額を上げていかなければなりません、どのような取り組み方で効果を上げていく計画か、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

第4次行政改革大綱における数値目標の項目で5つの重点指標を設定し、その一つといたしまして歳入・歳出見直しによる効果額がございまして、5年間の目標値といたしまして11億1,000万円としており、この数値は弥富市中期財政計画の平成34年度の形式収支を用いております。

しかしながら、第4次行政改革実施計画の効果額の合計、積み上げでございまして、平成30年度の目標額としては9,000万円でございます。議員の御指摘の10億円の財源不足についてでございますが、実施計画には計上していない不確定要素もございまして、公共施設・インフラの最適化や民間活力の効果的な活用、職員の育成と職員力の向上など大綱に掲げました11の重点推進項目を着実に進めていくことで、歳入の増加、歳出の削減へつなげていき、計画最終年度の平成34年度に11億1,000万円の効果が出るように、目標達成に向けて取り組みを加速してまいりたいと考えております。

また、行政改革の推進に当たりましては、職員一人一人の意識改革が重要であると考えております。第3次行政改革大綱及び第3次行政改革実施計画までは、具体的な行政改革の目

標値、額などは明記しておらず、ある意味抽象的で実効性の少ないものでございました。そこで、第4次行政改革実施計画におきましては、目標値のみではなく、効果の値や額を記載することとしており、各年度終了後には効果額を算出し、進捗管理を行ってまいります。

目標額等を計画に明示し、見える化することは、職員の意識改革を促すためのものであり、本年4月には全職員に大綱と実施計画を配付し、職員の意識改革に努めております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） これまでにおきましても、年間2億円の効果額を算出するのは大変だったと思います。今後もこの効果額を捻出するには非常に厳しいと思いますので、職員の皆さん全員で知恵を出し合い、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に第4次行政改革の実施計画におきまして、重点推進項目1番、歳入確保と歳出抑制の推進の中で公有財産の有効活用の取り組みの項目があります。その中で、市が所有している未利用地の実態を把握した上で貸し付け・売却を行うとありますが、現在、普通財産はどれくらいあるのか。その中で、現在、太陽光発電の用地、あるいは駐車場の用地として貸し付けている土地はどれくらいあるのか。また、その歳入は幾らあるのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

平成30年3月31日現在の普通財産の面積は、6万1,852.55平方メートルでございます。

次に、太陽光発電用地の貸し付けにつきましては平成29年度実績で1万160平方メートル、駐車場用地の貸し付けにつきましては1,162.47平方メートルでございます。

また、歳入につきましては、太陽光発電用地として203万円、駐車場用地として23万6,861円でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 太陽光発電3カ所で約200万円、それから駐車場関係で約20万円ほどあるということですね。

それでは、未利用地として売却・貸し付けが可能な土地についての今後の取り組みについて伺いますが、売却・貸し付け等が可能な土地の場所と、その面積を伺います。そしてまた、これがどのような手順で公開され売却・貸し付けに至るのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

未利用地として売り払いや貸し付けが可能な土地の所在地は、又八4丁目202番地2及び202番地29の農事センター跡地の387.34平方メートル、鍋田町稲山27番地1の水防倉庫跡地の5,233.53平方メートルがでございます。現況は更地となっております。

他の土地につきましては、不整形地や面積が少ない土地などで、実際に売り払いや貸し付

けでる土地は絞り込まれてくることを御理解いただきたいと思ひます。

普通財産の売り払いなどをする場合は、幹部で協議をして決定いたします。なお、売り払いなどをするときは、市有地売却情報などを「広報やとみ」や市のホームページに掲載して周知をし、一般的には一般競争入札により行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この項目につきまして追加答弁をさせていただきますけれども、先ほど担当のほうから、未利用地というか、そういうような状況の中で、鍋田町稲山にごさいます5,200平米の用地につきましては、従来から水防倉庫の跡地という形になっております。そうした形の中においては、この利用方法については地元の皆様方ともしっかりと協議をしていかなきゃならないというふうにごさいます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 普通財産を処分するときには、幹部で協議して決定するというごさいます。入札ですね、一般競争入札で行われるというふうにごさいます。

それでは、売却可能な土地として上げられました又八、それから鍋田町稲山地内ということで、稲山の地内のことについてお聞きしようと思ひましたが、市長のほうから御答弁がごさいましたが、ちょっとお伺ひします。

水防倉庫跡地5,233平米、約5反あります。この場所は名古屋第3環状線にあり、市街化調整区域ではありますが、沿道サービス業としては建設が可能であります。現在は放置状態であり、年1回草刈りをしておりますが、地元からは苦情が出ているのも事実であります。除草費用もかかりますので、早期に地元の要望等も含め売却・貸し付け等を行うべきと考えますが、立地条件、面積からして市としてはどのような業種に売却、あるいは貸し付けを望むのか、伺ひます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答へします。

鍋田町稲山の水防倉庫跡地は、建物用途の制限が比較的安く、活用しやすい土地と思われます。今後につきましては、周辺の道路整備事業の進捗状況を見ながら、売り払いや貸し付けのタイミングを図ってまいります。

なお、道路整備が完了すれば、交通量が増加し、流通業務施設、コンビニエンスストアなどの用地としての需要が高まるものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 先ほどから2点ほど質問しましたが、市が普通財産として所有する土地の売却情報については、「広報やとみ」やら、それから市のホームページに掲載して周知し、売却・貸し付けを行っていくわけですが、その利用については市民から納得がいただ

ける土地利用にさせていただくことをお願いして、次の質問に入ります。

次は、重点推進項目3番ですが、企業誘致の促進について伺います。

企業誘致につきましては、本市には弥富市企業立地の促進に関する条例が制定されております。この条例については、弥富町時代の平成16年度に制定され、その後21年度、22年度、26年度に改正され、現在に至っております。26年度の改正においては、指定の要件、奨励措置について大きく内容が改正されておりますが、その改正された内容についての説明をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 御答弁申し上げます。

条例の制定時の主な指定要件は、新設の場合、敷地面積が3,000平方メートル以上であること、立地地区が、上野町、楠、富浜地区であることで、業種の指定はございませんでした。

奨励措置は、固定資産税相当額を交付期間5年間で、第1年度から第3年度までの3年間は100%の交付、残りの第4年度、第5年度の2年間は50%の交付で、交付の限度額はございませんでした。

平成26年度の改正では、新設の場合、敷地面積を1万平方メートル以上とし、立地地区の指定をなくし、業種について指定を行いました。主なものとしまして、次世代自動車、航空宇宙、環境・新エネルギー、情報通信、ロボットなどの関連分野のうち製造を行うもの、電気・電子機器、輸送機械、流通関連産業などの業種でございます。

奨励措置は、固定資産税相当額を交付期間3年間で50%の交付とし、交付限度額は各年度1億円といたしました。条例の期限を平成31年9月30日までと改正いたしました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 26年度の改正においては、まず業種の指定をしたということ、それから敷地面積、3,000平米から1万平米以上としたということ、それから指定区域を上野、楠、富浜地区から市内全域に広げたということと、奨励金の交付期限を5年から3年に短縮した、また固定資産税の相当額を土地の除く固定資産税相当分としたということが主な改正点だと思います。

それでは次に、平成18年度から29年度までの奨励金交付対象企業の総数、奨励金交付額の総額は幾らか。また、26年度に改正した弥富市企業立地の促進に関する条例のもとの奨励金の適用を受けた企業はあるのか。また今後、適用を受ける予定の企業はあるのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 平成18年度から平成29年度までの奨励金交付企業は18社ござい

ます。企業への奨励金の交付総額は、21億5,465万7,000円であります。

平成26年度条例改正後に奨励金を受けた企業は、現在までございません。

今後につきましては、交付要件が満たされれば、3社に奨励金を交付する予定でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 弥富市になって18年ですね、昨年度までは18社、交付の金額は21億5,465万7,000円ということですが、26年度の改正をした条件のもとでの適用を受けた企業は現在のところはないということですが、今後はそういう受ける予定の企業もあるということで理解をしておきます。

愛知県といえば、ものづくり愛知と呼ばれ、豊田を中心とした自動車産業が盛んでありますが、自動車に次ぐ未来ある次世代産業をとということで、航空宇宙産業の集積地として、アメリカのシアトル、フランスのトゥールーズと肩を並べる航空宇宙産業の世界3大拠点の一つとなることを目指しております。愛知県も平成23年12月に国際戦略総合特区「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」に指定され、本市もその構成自治体として参画しておりますが、形成特区において支援措置を受ける企業に対してはどのような特権があるのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区の指定を受けている企業の支援措置につきましては、4つの特典がございます。1つ目は、規制の特例といたしまして、緑地規制の緩和、関税免税手続の一部簡素化、既存工場の増築に係る建築規制の緩和であります。主なものは緑地規制の緩和で、現行20%以上の緑地面積率と現行25%以上の環境施設面積率をともに5%以上と緩和しております。

2つ目は、税制上の支援といたしまして法人税の課税の特例でございます。法人税の特別償却または税額控除を受けることができます。

3つ目でございますが、金融上の支援としまして利子補給金の支給でございます。融資により資金調達をする場合に、利子補給金が支給をされます。

4つ目は、財政上の支援としまして、総合特別区域計画の実現を支援するため、国の予算制度を重点的に活用することができます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 規制の緩和、税制・金融・財政上の支援措置があるということになります。

次に、クラスター形成特区協議会参画企業は、形成特区の支援措置を受け、さらに本市からの企業立地奨励金の交付も受けているわけですが、楠地区に立地し、本市からの企業立地

奨励金の交付を受けている企業は何社あるでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） アジアNo. 1航空宇宙産業クラスター形成特区協議会の参画企業で、本市の企業立地奨励金の交付を受けた企業は2社でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 形成特区の協議会参画企業、大体、このパンフレットがありますが、250社ほどあるんですね。その中の本市には2社ということになります。

本市では楠地区におきまして、川崎重工名古屋第一工場でボーイング787、また東工場を新設してボーイング777Xの胴体部分の製造が始まっております。この地域には、さらに航空宇宙産業をサポートする企業の誘致を進めるべきと思いますが、それではクラスター形成特区に指定されている企業がある楠地区において、現在、企業誘致可能な埋立地はどれくらいあるのか、また直近で埋め立てが完了する予定で企業誘致ができる埋立地はどれくらいあるのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 名古屋港管理組合の埋立地で企業誘致可能な分譲地は約2ヘクタールでございます。

直近で埋め立てが完了しました土地は、今回の議案第52号にございますが、約9.6ヘクタールの埋立地でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 9月議会、本議会ですが、議案第52、53号で上程されております9.6ヘクタール、埋め立てが完了して楠3丁目に編入される予定でありますし、また6月議会におきましても楠地区における公有水面埋め立てについて異議のない旨の議決をいたしました。その内容は、17ヘクタールで、保管施設用地とするというものであります。まだまだその先には57ヘクタールの埋め立ても予定されておまして、企業誘致を進める上でこういった土地があるということは、非常に楽しみに計画であると思っております。

それでは次に、自主財源の確保において企業誘致の促進は非常に重要であります。平成27年からは、県産業立地通商課と一緒に年1社、あるいは2社の企業訪問を行って、企業誘致の周知に取り組んでいくわけですが、今のところ成果が得られていないと思います。第4次行政改革では、企業誘致の取り組みとして新しくどのような取り組みをしていくのか。また、私としては形成特区の特典を生かした航空宇宙産業関連の企業誘致を進めるべきと考えますが、市側の考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 現在は、企業立地奨励金の指定申請のございました企業を中心に

愛知県産業立地通商課と訪問し、本市に来ていただいた企業に活用可能な優良施策などの案内を行っております。

今後は、既存の企業に対しても愛知県と連携して企業訪問を行い、本市において末永く事業を続けていってもらえるよう、活用できる優遇施策等の案内をしてまいりたいと考えております。

また、市といたしましても、できる限り航空宇宙産業関連等の優良企業に来ていただけるよう、愛知県や名古屋港管理組合と連携し、企業誘致を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 先ほどの質問では、形成特区内にはクラスター形成特区協議会参画企業は川崎重工と株式会社エアロの2社であるとの回答がありましたが、民間による宇宙ロケット、国産ジェット機の開発等、航空宇宙産業は今後ますます成長していく産業であります。

本市の楠地区は、航空宇宙産業アジアNo. 1クラスター形成特区に指定されている企業が立地している地域でありますので、この地域にはぜひ航空宇宙産業の企業誘致を進め、川崎重工を中心として協力企業を弥富市内へ誘致し、まさにクラスター形成の名のごとくブドウの房のように、航空関連企業が集積する地域となるよう取り組むべきと考えます。

税制面からしましても、保管施設業よりも、さまざまな機械設備を設置する工場を誘致するほうが、多額の償却資産税を確保することになり、本市の税収に大いにプラスになりますので、ぜひ機械設備を多く有する企業の誘致に力を入れていただくことを申し上げ、次の質問に入ります。

企業誘致に関しては最後の質問になりますが、行財政改革を進めていく上で、この企業立地の促進に関する条例をどのように考えてみえるのか伺います。

現在の条例は、1年後の平成31年9月30日で効力を失います。例えば、条例改正をしてもっと効果のある条例にしてさらに続けていくのか、あるいは奨励金を減額し、条例改正するのか、あるいはこの際、廃止するのか、歳入・歳出両面を分析して考えていかなければなりません。他市におきましては、雇用促進奨励金の交付を併用している自治体もあります。

それでは、現在の条件において他市町村、例えば尾張西部6市、名古屋港を構成する自治体と企業誘致奨励に関する条例を比較した場合、弥富市の条例をどのように受けとめているのか、またそれらを踏まえ、今後どのような考えで進むのか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 尾張西部地区や名古屋港を構成します自治体の企業誘致奨励施策を比較してみると、奨励金の交付期間が5年と長い自治体もございしますが、交付期間が3

年の自治体というものが多く、本市の交付期間も3年としておりますので、平均的な企業誘致奨励施策であると考えております。

今後の企業立地の促進に関する条例の見直しにつきましては、周辺自治体の状況を参考にし、本市の財政状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

この企業立地に対する奨励金制度、長くやってきました。そうした形の中において、平成18年から平成29年までで、先ほどもお話をさせていただきましたように、21億の交付金を企業のほうへ渡しているというような状況でございます。そうした状況の中において、新しい制度を平成26年から立ち上げ、市内全域に広めたわけでございますけれども、少し条件的なことは違いますけれども、新しい奨励金という制度においては市内の中にはなかったというような状況でもございます。来年の9月末日が、この奨励金制度に対する26年から4年がたつわけでございます。そうしたことについては、これは議会議員の皆様方とよく御協議をさせていただきながら進めていかなきゃならないだろうというふうにも思っております。しかしながら一方では、西部臨海工業地帯の一角には我々としてはまだまだ企業を誘致する余裕がございます。そういった形の中においては、今の自治体間競争は企業誘致でございます。そうした形の中においても、しっかりと考えていかなきゃならない。

あるいは、平成34年に新たにできます名古屋競馬場の未利用地が全体で17.5ヘクタールございます。これは今、名古屋競馬場の組合のほうで公募がかかっておりますけれども、こういった形の中におきましては、平成31年9月末というような状況では該当はしないわけでございますので、この辺のこともしっかりと考えていかなきゃならないだろうというふうにも思っております。

いずれにしても、大変重要なことでございます。市の税収でございます。議員各位といろいろ御協議をさせていただきながら、この奨励金制度をどうしていくかということについてお話し合い、協議をしていきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） いろんな考え方があると思います。第4次行政改革において、歳出の削減は絶対不可欠であります。また、企業誘致を進め、歳入をふやすことも不可欠であります。26年の条例改正では、対象企業の設置面積基準対象区域を市内全域に広げたということで行ってきましたが、29年度までにおいては対象となる企業は一社もなかったということでもあります。

これらのことから、廃止したらどうだというような考えもあると思いますが、工場建設に当たり税金の優遇措置がないということになると他市にとられてしまう不安もありますので、

であれば奨励金を減額したような条例改正を行えばいいんじゃないかなと思ひまして、現行の条例では固定資産税に対する奨励金しかありませんが、弥富市民の雇用を促すような雇用促進に関する奨励金、交付期間の短縮、交付金の減額等もあわせた企業誘致奨励制度等を財政課ともしっかり協議して取り組んでいただくことをお願いして、次の質問に入ります。

次に、重点項目2番、公共施設・インフラの最適化について伺います。

公共施設の老朽化に伴い、今後、中・長期的な視点に立って施設の効率的な維持管理、更新と投資の適正化・平準化を図るため、公共施設再配置計画及び個別施設計画を策定する取り組みで、30年度においては再配置計画の策定、31年度においては個別施設計画の策定が目標値として上げられておりますが、具体的な取り組みについて質問します。

昨年ですが、総務建設経済委員会で公共施設マネジメントの取り組みについて伊丹市を行政視察しまして、12月議会において炭竈議員より公共施設マネジメント取り組みの専任部署についての考え方、朝日議員からは伊丹市が策定した公共施設整備保全基本条例について、また平成42年度までの中期的に公共施設の縮減割合を10%削減する数値目標を設定しての取り組みに対しての本市の考えを質問し、市側より回答をいただいております。

公共施設管理計画への専任部署の配置については、総務部秘書企画政策グループで30年度に1名増員し、3名体制で業務を行っていくこと、そして外部の有識者によって構成される公共施設マネジメント推進委員会を設置し、市長からの諮問に応じて調査・審議していくこと、また市長を本部長とする幹部で組織される公共施設マネジメント推進本部を設置し、公共施設に関する基本方針、計画の策定及び公共施設の管理の適正化などに関する取り組み、庁内各部署の連携を高め、全庁的な体制で取り組んでいく。したがって、公共施設整備に関する条例の制定に関しては考えていないとの答弁をされております。これに基づき、平成30年3月30日に弥富市公共施設マネジメント推進委員会要綱が設置されましたが、どのようなメンバー構成なのか、また推進本部との会合は現在行われているのか、進捗状況の説明をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

現在、公共施設再配置計画の策定を進めているところでありますが、公共施設マネジメントを円滑に推進するために、外部の有識者により構成されます公共施設マネジメント推進委員会を置くこととしており、7名の方を推進委員として委嘱させていただいております。

委員につきましては、名古屋大学と椙山女学園大学の准教授2名を初め、行政改革推進委員から3名、区長会から1名、民生・児童委員から1名の合計7名の皆様をお願いをいたしております。

会議につきましては、市長を本部長とする公共施設マネジメント推進本部会議をこれまで

に3回開催し、市内公共施設の評価・分析の確認や公共施設再配置基本方針の検討などを行いました。

来る9月20日には、本部会議で検討した内容等を公共施設マネジメント推進委員会において御意見等をいただくことを予定しております。そのため、本年度は本部会議を4回程度、推進委員会を2回程度開催する予定をしております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 29年8月に市民3,000人を対象に行った第2次総合計画の策定における市民アンケート調査におきまして、公共施設の新設や財源確保に向けた新たな取り組みにおいて一番多かった回答は、よく似た機能や余り利用されていない機能を再統合するというので、新設、維持、更新費用を削減すべきであるという人が72.7%ありました。地域の皆さんとしっかり話し合うことが重要であり、来年、30年度下期からにおいて、公共施設の再配置計画等を主題としておのおのの地域で出前講座をしていく予定であると答弁されておりますが、その詳細について具体的にどのように進めるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

公共施設再配置を策定していく上においては、市民の皆様の御理解や市民の皆様と連携していくことが重要であるため、市民参加の説明会や出前講座において公共施設の再配置案について市民の皆様にも周知をし、意見を伺うことを予定しておりますが、現段階では詳細は決まっております。

なお、公共施設の再配置計画及び統廃合に向けての市民との情報共有につきましては、本年度中に市民を対象とした公共施設ファシリティマネジメントの取り組みに向けた有識者による講演会を開催していきたいと考えております。開催日時及び場所につきましては現在検討中でございますので、決定次第、市民の皆様にも「広報やとみ」及び市ホームページを通してお知らせさせていただきます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 新庁舎の建設、JR・名鉄弥富駅前整備事業、新火葬場の建設も2021年度には完了が予定されております。その後は、いよいよ市内公共施設の統廃合を含め、施設管理業務をしっかりと進めていくことになっていきますが、それには先ほど言いました第4次行政改革をしっかりと進める体制を全庁挙げて取り組んでいかなければなりません。

平成28年度には全国統一レベルの財務4表の作成が行われ、本市も固定資産台帳を整備し、固定資産台帳の更新を行って、新基準での資産の把握をしております。今後は、財務4表からわかる主な財務分析指標、例えば有形固定資産償却率に基づき施設の更新順位、あるいは社会資本形成の世代間負担比率を活用し、世代間の負担を公平にする公共施設の管理をして

いかなければなりません。

先日、行われました28年度の議員力研究会セミナーに私も参加をさせていただきまして、28年度の決算カード、財務4表のデータから本市の財務分析を行いました。財政力に関しては問題ありません。東洋経済新報社が公表している都市データパック2018年度版、財務が健全な都市ランキングでも全国791市の中で67位であります。ちなみに、1位はみよし市、3位が豊田市、4位が刈谷市、6位は長久手市であります。愛知県下38市の中で、22市が全国100位以内に入っております。本市は愛知県下で21位ですが、全国では67位であります。

しかし、不安材料としては、借金への依存度が高いということと、さまざまな財務分析指標の中で有形固定資産減価償却率、老朽化比率ですね、これが64.2%と他市に比べると高くなっていること、それと住民1人当たりの資産の更新費用のリスクが高いという結果が出ておりますので、今後は施設の更新に関してはしっかりと議論をして進まなければならないと思います。それには市民の皆様の御意見を伺い、御理解もいただき、全市一丸となって進めていかなければなりません。

施設の更新・統廃合につきましては、さまざまな数値に基づき判断するのが適正であると思いますが、世の中、数字だけで決めることはできません。そこには民意も大きく入ってきますので、そのあたりは我々議員もしっかりと議論をして進めていかなければなりません。

弥富市は、新庁舎の建設事業、J R・名鉄弥富駅の橋上駅舎化事業、潮見台霊園の火葬場改築事業、さらに4年後には駒野において名古屋競馬が開催される予定となっております。愛知県競馬組合への加入問題、また直接は関係しませんが、焼却施設が設置されている八穂クリーンセンターの操業期間についての問題も当該市として4年後には答えを出さなくてはなりません。

このように、本市には重要な問題が山積しております。このような状況の中、来年1月には市長選挙が予定をされております。

そこで市長に伺いますが、今申し上げました事業は、服部市長が手がけてきた事業であります。これらの事業を今後も責任を持ってしっかり遂行していく覚悟があるのかどうか、市長選に向けてのお気持ちを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員から次の弥富市の市長選挙についてお尋ねでございます。

私といたしましては、初心を忘れず、新たな決意を持って市政運営に取り組ませていただきたいと考えております。

具体的な取り組み課題といたしましては、海拔ゼロメーター、マイナスの地域でございます。大変自然災害が心配でございます。そうした観点からして、もっと災害に強いまちづくりをしっかりと市民の皆様と一緒にやっていきたい。

2点目は、人口減少、少子・高齢化社会がますます高まってまいります。そうした意味におきまして、もっと人に優しいまちづくりを皆さんと考えていきたい。

そして、3点目は、平島中区画整理事業において市民の皆様への御協力、あるいは西部臨海工業地帯において各種の企業誘致を図ってまいりました。そうした意味におきまして、税金というのは基本的に着実に伸びてきております。これをさらに伸ばして行って、さまざまな市民の負託に応えていきたいということを考えております。

一方、議員の方もおっしゃいましたように、弥富市も大型事業がめじろ押しでございます。建設中の新庁舎の竣工、JR・名鉄弥富駅の橋上駅舎整備事業、火葬場の建設事業等々、多額の投資が待っております。職員一丸となって行財政改革を進め、そして財政の健全化に努めていきたいと考えております。

最後に、市民の皆様には大変御迷惑を長い間おかけしておりました建設中の新庁舎は、私の責任で最後までやり遂げたいと考えております。市民の皆様、議員各位の御理解と御支援をいただき課題に取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） ただいま市長から、来年の1月に予定の市長選には出馬するという強いお言葉をいただきました。今後は、さまざまな機会を通じて、現在の弥富市の問題点、そして今後の弥富市の向かうべき方向を市民の皆様にしかりと訴えていただき、市民と一緒に考え、一緒に取り組んで、市民とともにすばらしい弥富市を築いていただくことをお願いし、私の質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩とします。再開は午後1時ちょうどいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に従いまして、質問させていただきます。

今回は、防災の避難や情報についてとブロック塀の撤去費用の補助についての質問をさせていただきます。

まず初めに、この7月、8月、9月と、大きな台風や地震により災害ということで被災された方に、本当に心からお悔やみ申し上げます。

今回の台風等、この弥富市でも、幸い人命にかかわるような大きな被害はございませんでしたが、避難所を開設するという規模の台風はございました。例えば7月29日の台風12号、9月4日の先日の台風21号の際に、この避難所も開設されました。この台風のときに実際避難された方はどれぐらいいらっしゃいましたか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 那須議員に御答弁申し上げます。

7月28日、29日の両日、東海地方から西日本へと西から南へと進む異例のコースをとりました台風12号につきましては、28日午後5時より1次避難所を6カ所開設し、自主避難所の数は18世帯28名でございました。

内訳につきましては、白鳥コミュニティセンター5世帯6名、社会教育センター5世帯10名、福祉センター6世帯8名、十四山スポーツセンター2世帯4名、環境センター、南部コミュニティセンターにつきましては、自主避難者はございませんでした。

続きまして、台風21号、9月4日でございますが、9時に1次避難所6カ所を開設させていただきました。

内訳といたしまして、白鳥コミュニティセンター9世帯13名、社会教育センター8世帯14名、福祉センター22世帯35名、十四山スポーツセンター4世帯7名、環境センター2世帯6名、南部コミュニティセンター、ゼロ世帯でございました。

合計しまして、45世帯75名の方が自主避難されております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 29日の台風よりも、今度の9月4日の台風のほうが避難された方が多いということで、皆さん、事前に大きな台風ということで危機管理をされたのかと思っておりますので、ぜひ今後もそうした避難に対しての危機管理を周知していただければと思っております。

ただ、7月29日の台風の際、農村環境センターと南部コミュニティセンターの2カ所が午前1時に避難所は閉鎖されておりまして、ほかの避難所は午前6時に閉鎖ということになっております。先ほどの避難の数からしまして、南部コミュニティセンターと農村環境センターは避難者が、避難世帯がいなかったから早く閉められたのかと思っておりますけれども、それで間違いはないでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

農村環境センターと南部コミュニティセンターにおきましては、28日午後10時の段階で自主避難者がゼロ名でございましたので、午後10時15分開催の第3回災害対策本部会議におきまして、今後の台風の状況と照らし合わせ、深夜の移動はかえって危険だと判断し、災害対

策本部の班の交代に合わせ、29日午前1時に閉鎖をいたしました。

自主避難者がお見えになった他の避難所におきましては、29日午前6時に災害対策本部廃止と同時に閉鎖をいたしました。

ここで、まず風水害の際の災害対策本部及び避難所設置の判断について御説明いたしますと、本市におきましては5つございまして、1. 大雨警報、2. 暴風警報、3. 洪水警報、4. 高潮警報、5. 木曾川下流氾濫警戒情報の各警報の1つ以上が発表された場合に、災害対策本部設置準備体制下におきまして、市長が必要と認めた場合を判断基準としております。

また、災害対策本部の廃止、避難所の閉鎖の判断につきましては、予想した災害の危険が解消したと認められるとき、または災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるときを基準としております。

この台風12号の避難所について午前6時に閉鎖すると判断しましたことにつきましては、大雨警報が29日午前3時9分、暴風警報が午前4時29分に解除されたことで、今後の天候が回復見込みであることを判断材料とさせていただきました。自主避難者がお見えになる避難所とタイムラグが生じたのは、そのためでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 早目に判断をされて、こうした対応をとられたということでございました。

これは今回ではないかなと思うんですけども、市民の方より、深夜に避難所が閉鎖されても自宅に帰ることができないんじゃないかというようなお声をいただきました。仮にこうした深夜に避難所を解除する場合、避難者がいた場合、そういう場合は市ではどのような対応をされるんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

基本的には、警報が解除され、天候が回復の見込みで危険が去ったと判断すれば、自主避難された方に状況を説明し、災害対策本部の廃止及び避難所は閉鎖をいたします。台風12号の際は、先ほど説明した時刻に警報が解除されましたが、状況としまして日の出時刻が午前5時であることから、その時点でまだ薄暗い状況でもございましたので、自主避難者の方に、警報解除、危険が去り、今後の天候の回復などの状況説明をし、避難所を午前6時に閉鎖することを予告させていただいた後、避難所を閉鎖させていただいたものでございます。

したがって、その時々状況を判断し、市民の皆様の安全を第一に考え、災害対策本部会議によって判断をいたしております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 避難所の対応といたしましては、市民にそういった形で臨機応変に寄

り添った形で行われているということで、今後も引き続いてお願いしたいと思います。

さて、ここからが本題といたしますか、この質問のメインに入ってくるところでございますけれども、現在は台風などの災害時に市民に情報を知らせるものとして、同報無線やツイッター、防災メールなどがございます。これは、ほかにもどのような情報ツールがあるか、まず一旦お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

そのほかのお知らせするツールというようなことでございますけれども、テレビ、ラジオ、インターネットなど、さまざまな手段で情報は入手できるものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） さまざまなものがございますけれども、まず確認したいと思いたいののが、ツイッターや防災メール、同報無線で流れる情報というのは同じものでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

基本的には内容は同じものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 私が確認したのは、内容としてはほぼ同じということでございました。ただ、若干語尾等の詳細の部分は多少違うのかなと思って確認させていただきました。

市としてメインの情報ツールをどれと捉えて、今、対策を行っているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

メインというものはございませんが、総合的にいろいろな情報で、そういった災害の情報を入手していただきたいわけではございますが、安全・安心メールとか、そういったものを現在私どもでは皆様にお勧めをいたしております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、回答にございました安心・安全メール、いわゆる防災メールと私は捉えておりますけれども、この防災メールの登録者というのは今どれぐらいいらっしゃいますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

現在でございますけれども、昨年度より約1,700名増加しております、今年度におきましては。現在、4,441名の方でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 防災メールの周知が進んで、登録者がふえてきたということで、この防災メールに対してはしっかりと周知していただいて、広めていただくことがいいのかなと思っております。

ただ、またツイッターや防災メールに登録されている方は、それで情報を得ることができますけれども、登録をされていない方や、例えばそもそもスマートフォン等を使えない方、携帯電話等もメール機能がなかなか使いづらい方に対しては、その情報伝達手段としては同報無線が市として主な手段となるのではないかと思います。しかし、この同報無線は、台風の時等にはほとんど聞こえないと多くの市民の方から伺います。もちろん、私の家でも台風の時等には同報無線の音は聞こえないわけですが、それは雨と風が強い中、しかも雨戸などを閉めていけば聞こえないというのは当然かなと思っておりますけれども、以前、そうした中で防災担当の方に、台風の時等聞こえないときどうするのかというお話を聞きに行ったときがございまして、そのときの回答といたしましては、放送が聞こえにくい場合は自動録音応答電話があり、そこに電話をかけると、その内容を確認できると言われてました。確かにその内容は確認できると思うんですけども、災害時に一々そこに電話を回して確認していくというのはなかなか困難かなと思っております。

市としては、災害情報、避難情報を市民に知らせるといには、それでも不十分かなと思っておりますけれども、これについて市はどのように考えていますか。それとも、また新たな対策を考えているのであれば、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

同報防災行政無線につきましては、家屋の密閉性の向上などで、場所によっては聞き取りにくい場合がございます。現在、災害情報を入手できる手段といたしまして、防災訓練や出前講座、ことし3月に全戸配布をいたしました津波避難ガイドなどで啓発しておりますが、先ほども申し上げましたように、テレビ、ラジオ、インターネットなど、さまざまな手段で情報が入手できるわけがございます。

また、自主防災会全体会や防災ワークショップにおきましても、自助・共助・公助について市民の皆様と意見交換や顔の見える関係づくりを行っており、その中におきましても、まずは自分を守り家族の安否を確認する、そして近所の安否確認、情報交換、避難をする場合は複数で声をかけ合う、複数で避難する、情報収集は複数でできるようにすることなどを啓発いたしております。昨年度からは、災害時要配慮者についてもワークショップを行っておるところでございます。

市の緊急時の情報発信といたしましては、同報防災行政無線以外に、先ほど御答弁させていただきましたように、安全・防災メール、公式ホームページ、防災ツイッター、テレビ局、

ケーブルテレビ、エフエムななみ、エリアメール、広報車など、さまざまな情報提供をさせていただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） さまざまな情報ツールによって周知をされているということですが、なかなかテレビ等は全体のものということで、弥富市個別でということではないかなとは思いますが、またそれにおいては、例えば愛西市の旧佐織地区では、室内の防災戸別受信機がありまして、室内で同報無線の内容を聞くことができたと聞いております。

また、お隣の蟹江町では、防災ラジオを負担金500円で配付しているということですが、条件としましては、65歳以上の方を含む世帯や、要介護者、障害者手帳を持っている方がいる世帯、母子家庭の世帯などということで条件は限られておりますが、そういった方々に対して配付しているということですが、このような対策を弥富市でも検討してはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

市の情報発信は、いち早く市民の皆様にお届けしなければなりません。先ほども申し上げましたように、さまざまな方法でお届けできるよう計画しておりますので、現在のところは同報防災行政無線戸別受信機の設置や防災ラジオの配付については考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） いち早く届けるということであれば、それこそ同報無線の戸別受信機があると一番早いのかなと思っておりますが、これが逆にできない点というのは、どこに問題があってできかねる状態なのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

同報防災行政無線戸別受信機につきましては、多額の費用が想定されます。御家庭に設置するためには、親局から送信するための同報防災行政無線システム改修、各家庭への戸別受信機本体の設置、戸建て・マンションの立地条件等により受信用の屋外アンテナの設置工事費用が別途発生をいたします。そのほかには、電気料、メンテナンス費用等がございます。さらには、場所によっては設置ができないというような場合もございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 大変高額になるということで、なかなか難しいということですが、

また、今、さまざまな情報ツールを示していただいたんですが、例えば今回、北海

道の地震でも大きく困っていたのは大規模な停電、この弥富市でも前回の台風でも大規模な停電がございました。そういったときに、この停電の際はさまざまな情報ツールが逆に使えなくなる、先ほど言ったテレビやインターネット等は、携帯で見るのは別ですけれども、それ以外は使えなくなるという状態になるのかなと思います。

そのようなときでも、電池で動かせるラジオというのは貴重な情報ツールとなると思います。防災ラジオの配付の場合は、FMななみという回線を通しての情報ツールとなると思いますけれども、蟹江町のような条件で配付できないのはなぜですかね。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

通常のラジオでFM放送が受信できれば聞くことができますので、今お持ちになっているラジオを活用していただければと考えております。

ラジオにつきましては、御指摘のとおり、特に停電時などで非常に有効となります。被災情報、避難所情報、インフラ、生活関連情報などを得ることができます。そして、一人だけではなく、みんなで聞くことができる、また持ち運びしやすい等の利点もございます。

機能といたしましても、乾電池式以外に、充電式、蓄電池式、文字放送つきやライトつきといった多機能のものもございますので、ぜひラジオの利点を見直していただきまして、御家庭の防災への備えとして常備していただければと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 先ほどラジオのほうのメリットに関しては、部長が言われたとおりだと思いますけれども、新しいラジオとしては、災害時に勝手に電源が立ち上がって情報が得られると。ラジオをずっとつけっ放しにしておくという御家庭はなかなかないと思いますので、そういったラジオもあるのかなと思うんですけれども、そういったラジオに関しては本当にあるといいかなとは思っているので、ぜひ研究を進めて導入できるように、私としては市としてそういう調査をしていただいて、市としてこういうのがあるよという形でお勧めできて、さらにラジオに対して高いとかそういうので困難を持つ家庭があるならば、安く譲れるように手配したらどうかと思いますので、ぜひ今後検討していただけたらと思います。

災害に強いまちづくりのためには、まずは情報力、情報伝達力をアップさせて、市民の避難や供えのためにいち早く情報が伝わるように、引き続いての努力をお願い申し上げます。

続きまして、ブロック塀についての質問をしようと思いますけれども、先ほど永井議員も質問されておりましたので、重複部分は削除いたしまして質問させていただきたいと思っています。

大阪のあの痛ましい事故が起こりまして全国各地で対策がとられておりますけれども、今回、補正予算としてブロック塀の撤去補助金が100万円計上されておりました。先ほどの永

井議員の質問によつての答弁からすると上限は10万円ということで、これは10件分ということとを逆に言えば見ることができると思いますが、これについてどのように補助の申請をするんですか。相手からの申告待ちということでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 御指摘のとおり申請ということで、申請をしていただきまして、それに基づきまして条件が合えば補助をさせていただくという形をとらせていただこうと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） まずは10月1日からこれが施行されるということでございますので、なかなかその補助金が、今、ここ9月議会で審議されておりますけれども、これが通つてすぐにその情報を察知するというのは難しいのかなと思うんですけれども、どのように周知していくことをお考えでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 今考えておりますのは、市の広報、ホームページへの掲載、また回覧等で回させていただきまして周知をさせていただこうと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ぜひ周知のほうにも力を入れていただいて、皆さんがこうした安全対策ということで認知をしていくことが大切かなと思っております。

ただ、民間地においては本人が気づかない場合もございますので、そういったところに関しては、ぜひ積極的に市のほうからもお声をかけていただきたいなと思っております。

また、先ほど永井議員の質問からすると、調査や対策を行っているということでございますけれども、聞くところによると、調査方法が通学路の担当の職員が目視によって危険箇所かどうかを判断しているということでございました。忙しい中、先生方が調査して下さったことには本当にありがたいと思っております。しかし、なかなか建築物においては、目視だけではわかりづらい部分もあるかと思えます。

そこで、建築士や設計士など専門知識を持った方に依頼して、支柱の状況など、例えば1.2メートルを超えるものに対しては金属が入っていないかといつたものや、支え壁、控え壁ですかね、そういったものが必要となってくる部分がございますので、中に入っている支柱に関しては、例えば金属探知機などを使って専門的見地に立って調査すべきかと思えますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） ブロック塀の調査についての御質問でございますが、通学路のブロック塀の点検に当たり、建築基準法上のブロック塀の基準は、高さや控え壁、ブロックの

厚みなどが決められております。しかしながら、校内の点検とは違い、多くは民地内のものであり、外観の目視では控え壁やブロックの厚みについてわからないのが現状でございます。民地のブロック塀については、所有者の方が自己の責任において管理すべきと考えております。

今回の通学路点検では、さきのブロック塀の基準を踏まえながら教員が児童・生徒の目線で点検し、ブロック塀以外にも危険と思われる箇所が報告されました。例えば、傾いた電柱、老朽化し家屋、鳥居、灯籠、自動販売機、そして街路にある看板など、多くのものが上がりました。ブロック塀の点検という観点では、御質問にあるように専門家により専門的な機器を用いた点検は有効な方法の一つかと思えます。しかし、今回の点検は、これら危険と思われる民地内の箇所について撤去をお願いするために行ったものではございません。通学路の現状を把握し、児童・生徒と学校が危険箇所を認識し、その情報を共有することにあります。

学校では、児童・生徒に対し、危険箇所において安全で速やかに通行することや危険箇所の通りの反対側を通行することなどを指導しております。また、危険箇所を認識し、自分の命は自分で守るという自助の姿勢を高めるよう指導しております。何よりも有事の際、危険回避の判断をするのは児童・生徒でございますから、危険箇所の把握は大切だと考えております。また、必要に応じて通学路の変更についても、学校とPTAが協議しながら対応してまいります。

市としましては、危険要因の一つであるブロック塀の撤去については補助金制度を創設しましたので、この制度の周知に努め、多くの方に利用していただき、災害に強いまちづくりを目指していきたいと考えておりますので、御協力よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） なかなか難しいところに関しては、自己責任と言ったら変ですけども、自分の管理の中でしっかりと調べてほしいということでございました。

先日、中日新聞9月8日、この間の土曜日でございますけれども、県内のブロック塀に対しての調査の報告が出ておりました。この9月8日の新聞によると、県内48の市町村で民間ブロック塀を調査しているということでございますけれども、まずこれに対して弥富市はこの48市の中に含まれているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 御質問の件でございますが、愛知県建築指導課主導の民間建築物のブロック塀等の安全点検というものが、北部地震の関係がございましたので実施をされました。本市におきましては、7月17日から8月14日までの間で、5日間点検のほうが行われております。

点検方法は、市が住宅密集地区で避難所までの主要な道路沿いにあるブロック塀が立ち並ぶ地区を重点対策区域として定めまして、愛知県と市の職員により合同で民間ブロック塀等の安全点検パトロールのほうを実施しております。

重点区域は、本市におきますと、鯛浦地区、佐古木地区、前ヶ須地区の3地区を設定し、ブロック塀の高さ、ブロックの厚さ、控え壁の有無、間隔等の数カ所の項目を点検しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、通学路以外の民地に対しても調査を行ったということでした。

この新聞の情報によりますと、ブロック塀の68%が不適合ということでした。しかも、最も多い不適合の理由には控え壁がないといったケースでございましたけれども、ぜひそうしたものに対しては早目の対応をお願いしたいと思いますし、そういった危険箇所があるのであれば、ぜひ民間の方にお声をかけていただいて、こういう補助があるからぜひお願いしたいということで、なるべく早目に危険箇所を撤去できたらなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

先ほど通学路の点検は子供目線に立った危険箇所としての調査と、子供たちにそれを認識させることで危険回避、危機回避を行っているということで、本当にそれは素晴らしいことだと思っております。危険な箇所はブロック塀だけではありません。あらゆるものに対して想定し、危機管理を行っていかなくてはならないと思っておりますので、ぜひそれは進めていただきたいと思っています。

そこで、このブロック塀だけじゃないというところで、同じように倒壊のおそれがある樹木などがあります。また、倒壊のおそれがなくても、民地に生えている樹木などの枝葉などが道路や歩道などの視界を遮ったり見えにくい状況をつくり出しているところもございます。そのような状況の箇所に対して、このブロック塀と同様に撤去や伐採の補助をできないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 他県の例では、支障樹木を伐採することにより、道路交通の安全の確保、または土砂災害の防止を目的としまして補助制度を施行されておられる自治体がございます。

本市におきましては、道路や歩道の通行の妨げになります樹木につきましては、道路管理者等から所有者に対しまして伐採や撤去の通知をすることにより対応しております。

民地内の支障樹木撤去につきましては、その所有者の責任により伐採等をしていただくことが原則ですので、補助制度の創設までは現在のところ考えておりません。以上でございます。

す。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、補助制度のことは考えていないということでございましたが、先ほど答弁の最初に言うておったように、静岡県富士市には地域支障樹木撤去事業補助金というものがありましたり、横浜市でも樹林地維持管理助成事業というものがございまして補助している自治体があるので、ぜひこういった事業を研究していただいて、市内の安全に努めていただきたいと思います。先ほど、危機管理としてはブロック塀だけではないということでございますので、全体にそうした対策をとっていただければと思っています。

また、もう一点、ブロック塀の撤去をしていくなれば、同時に、その対象が狹隘道路になっているところもございます。その部分においても、ブロック塀を撤去するということであれば、ぜひあわせて声をかけていただいて、御協力をお願いして、狹隘道路の早期解決につなげていくことも弥富市の発展になるのかなと思いますけれども、それに対してはいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 現在、10月1日からの施行に向けまして、今回のブロック塀等撤去補助金交付要綱を検討しております。その中では、補助対象者はブロック塀等の撤去後に、撤去面が狹隘道路である場合には、ブロック塀等の撤去後に道路後退用地内においてブロック塀や柵、花壇等を新たに築造しない制限を設けようと考えております。

したがって、ブロック塀撤去補助を活用される御相談があった場合には、狹隘道路の拡幅整備に関する補助制度につきましても十分説明をしてみたいと考えております。

また、市のホームページや回覧等により、ブロック塀等の自己点検のチェックポイントやブロック塀等撤去費補助制度をPRし、これらを積極的に活用していただくことにより痛みない事態にならないよう、まちづくりのほうを推進したいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、部長がおっしゃられたように、まず狹隘道路に対して、そうした配慮をされていくということでございますけれども、一番大事なのは、ここくると周知ということになってきます。なかなか自分のところに仮にそうした危険物等や、また自分のところが狹隘道路になっているかどうかというのなかなか気づかない部分もあるかと思うので、そうした方々に対してしっかりと周知をしてもらうこと、そしてそうした方々に対しては、広くインターネット等、広報等で呼びかけるのはもちろんですけれども、個々に対応をお願いしていくというの進めいく分には大きな力となるんじゃないかなと思いますので、ぜひそのような対応をしていただきたいと思います。以上でございます。

大阪での事故等のようなことがないようにしっかりと対策を行うとともに、市民にしっかりと周知し、危険なブロック塀や樹木等の撤去が早急に行われ、より市民が安心・安全に暮らせることを願ひまして、今回質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 次に加藤克之議員、お願いします。

○3番（加藤克之君） 3番 加藤克之。

通告に従ひまして質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

初秋を迎え、朝夕と大分しのぎやすい季節を迎えることになりました。また、私らのまちでは稲穂も実り、黄色に芽生えた光り輝く稲穂となつてまいりました。また、新米もスタートをされまして、市内におかれまして子供さんたちに対し、召し上がることもできる提供をさせていただいている姿を1面に今回は9月の広報に出させてさせていただいている姿に、喜びと幸せを感じた次第でございます。我々は昭和34年9月26日を契機に、地域を挙げて、早期稲穂の対策に取り組まれた経験をもとに、我々は今、こうやって新しいお米を早々に召し上がることができるという季節は喜ばしいことでございます。

いろんな秋には言霊があるわけでございますけど、それぞれ皆様方は秋の陽気を感じていただきたいなど。今月、また来月と非常にいい季節でございますので、しっかりと実りの秋、また喜びの秋、健康の秋と迎えていただきたいと思う次第でございます。

さて、季節は変わり行くのも早いものでございます。ことしの7月から8月にかけて、本当に多くの猛暑、酷暑と続きました。そういう意味で、季節の変わり目、また行政上でも半年が過ぎ、この9月に半年のまたスタートで、それぞれ補正予算の枠組みを組んでいただきながら、皆さん方の同様の気持ち、災害や、また社会事情の変化や、その対応をしていかなきゃいけない。行政は政をやっていく以上は、先進的に物事を社会事情に応じて対応していかないといけないと感じる次第でございます。

その中で、来年もはや10月以降は消費税が上がるかもという見込みがある状況でもございます。そういう意味で、小学生、中学生、保育所と、弥富市内は多くの子供さんを抱えておる。これから大事な人たちでございます。人口の定着が進む上で、いま一度この夏を乗り切った皆様とともに、そしてまた子供を育む上で、それぞれの心持ちで今回、小学校エアコン設置への質問をさせていただきます。

まずは、学校側のお話も少しばかり聞かせていただきながら、熱中症計の計測器があるわけでございますけど、学校の先生もこの7月、8月は、たくさん熱中症の計測器を使われました。そしてまた、担任の先生たちも子供さんと相談しながら対応を、外での活動、中での活動となされておられました。弥富市にとっては、そういう早い段階で、平成24年でもございましたけど、熱中症機器のものが設置されておられます。非常に喜ばしい話でございます。ほかの地域は遅い段階で、学校の先生もそういう話をされておりました。

一つ一つ早く物事を進めることは、地域にとって喜ばしいことの限りでございます。そして、このタイミングでスタートをしなければならないかなど。中学校もしっかりとエアコンの設置をしていただいたと思います。進捗状況、その他の報告、よろしく願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 中学校エアコン設置工事の進捗状況について答弁させていただきます。

中学校のエアコンの設置については、3中学校普通教室等41教室において設置し、2学期当初からエアコンを使用しております。9月3日の朝一番には、3中学校とも教室から歓声が校舎に鳴り響いたと校長から聞いております。ありがとうございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） すばらしいお話でしたね。学校に校舎にとまりますから、市長、副市長、教育長、一生懸命やっただいて、私ら議員も同様な気持ちでございます。いいことはしっかりやるというわけでございます。政の行くことがしっかりといいことに進めば、喜びなり幸せなりが感銘を受けて、いよいよ子供にも努力と勇気と力が湧いて、いろんな学校教育の方針、そしてもう一つは教員の先生たちですね。これは前から言っていますけど、働き方改革のこれも一環かなと感じる次第でございます。先生でもしっかりとお仕事ができ、子供に対して接することもしっかりとできるかなど。生徒の中でも暑い暑いという言葉じゃなくてすばらしいなど。そういう思い出が、自分たちの初めてこういうことができ上がったことというのは、子育て支援の力強さと、行政の皆様方の心配りと、賢明なる努力のたまものだと感じる次第でございます。財源がなければ、一つ一つ大きな物事はできないわけでございます。そういう意味で、財源バランスをしっかりと、貯蓄をしながら、そしてまたいざというときに中学校のエアコン設置と今回していただいたので、非常に喜ばしい話、教育長、お話をありがとうございました。

さて引き続いて、その中でも弥富市内は保育所も全てエアコンは設置されておりますし、そういう意味で皆様方におかれましても、早い対応、早期なる実現、そういうことを込めまして次の質問もさせていただきます。

弥富市内では児童・生徒数、小学生、中学生、また人数的には小学生が2,383名、中学生は1,220名でございます。そういう意味で、これから小学校へ設置する上では、普通教室等、数はどのぐらいございますか。お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 市内小学校の普通教室数について答弁させていただきます。

市内小学校8校分の普通学級82教室、特別支援学級23教室、合計105教室でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 普通教室と特別教室、明確な数字でございます。その旨でこれからエアコン設置のお願いしたいというお話をしていくわけでございますが、国の動きも一気に変わりました。天候、また災害、またそれぞれの諸準備と、そういう意味で物事が進んでいくわけでございます。全国の学校でもエアコン設置が非常に急ぐ話となってまいりました。おかげさまで弥富市は中学校に早期にことしつけたので、非常に財政的にも喜ばしいお話だと思います。ほかの地方自治体は、小・中、これからスタートだということところは多々あるかなと感じる次第でございます。

その中で、子供たちの命、安全を守るのは私の責務だということで、首相もお話を国のほうでもしていただき、補正予算の編成も視野に入れ、財政措置を検討する考えを示したわけでございます。その設置経費についてですが、国庫の補助制度がありまして、その中にも特に空調設備工事も含まれておられます。財政指数1.0以下の自治体には3分の1、面積の3分の1でございますけど、原則補助されるというわけでございます。少しお話を申し上げながら、小・中学校におけるエアコン設置率という話だけさせていただきながら、お願い事をする次第でございます。

日本全体の平均は、エアコン設置は50%というわけでございます。愛知県は35.7%、全国でも25位というわけでございます。東海三県でも、県の教育委員会によりますと、昨年4月の次点では、名古屋市、岐阜市、伊勢市など、計28市町の小・中学校の普通教室のエアコン設置率は100%だというまちでもございました。最高の温度というのも加味しなければならぬかなと思います。全国の最高気温が最も高いのが京都府、2番目は大阪府、6番目が愛知県でございます。そういう意味で愛知県も県内挙げて、きょうも全国的に一番気温が高いのは愛知県でございます。そういう意味で、毎日毎日の1日の変化で大人も子供も対応せざるを得ない状況でもございます。

県内でも、東海市を初め、前倒しで自主財源でされる東海市でもございます。また、長久手市、犬山市におかれましては、2020年度までに行うと。岡崎市においては、平成32年までに全て行うと。江南市でも、平成31年には終了したいというお話でございます。岩倉市も平成31年、大治町も今年度の9月の補正予算で進めるという話でございます。

そこで、小学校のエアコン設置に向けて実施していく方向性、また計画、予算、内容、施行を含めながら質問させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 小学校エアコン設置に向けての方向性と計画案、予算内容について答弁させていただきます。

まず初めに、エアコン設置への方向性でございますが、来年度をと考えております。

次に、計画案と予算内容でございますが、今回、エアコン設置のための設計費の補正予算

案を提出させていただきました。補正予算を可決していただきましたら、設計に取りかからせていただきます。来年度の2学期から使用できるようにと考えておりますが、国の補助金の採択の時期や学校の状況等を考慮しながら、少しでも前倒してエアコンが設置できるよう検討してまいります。

エアコンの設置数でございますが、普通教室を中心に少人数教室等を含め122教室を考えております。具体的な工事費につきましては設計後になりますが、市としては3億5,000万円ほどを見込んでいます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小学校のエアコン設置について少し追加答弁させていただきますけれども、今、教育長のほうからは、来年度で実施し、2月期からという形で答弁させていただいておりますけれども、その中でも前倒しということを考えているわけでございますけれども、私たちはこの国の補正予算が12月には行われるだろうというふうの前提でもって、なおかつ、来年度小学校で工事を完了し、使用できるのが6月ぐらいが一番望ましいということを考えておるわけです。そうした場合においては、この9月の補正で設計費を計上させていただきますけれども、全ての小学校の設計がいつできるか、これがポイントになってくると思っております。できましたら、この年内にその設計が終われば、12月ないしは3月補正というような状況の中で全体の工事費をお願いしていきたいというふうにも考えております。

そして、小学校全てを一括して発注するということについては6月では無理だろうと思っておりますので、できましたらこれを分割方式にして、2校、3校という形の中で分割方式にしていけば、うまくいけば6月までに工事完了という形で、暑くなるはしりのときに小学校にエアコン設置ができるんじゃないかということの今計画を積んでおります。

そうした形の中で、今回、設計費という補正を認めていただき、そしてしっかりと国の補正予算ということを収支しながら、我々の計画ということを6月に前倒しするということを前提にして、これから詰めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 前倒しの御意見がございました。非常に話のわかります内容でございます。ぜひともそのように私らも方向性をしっかりと見詰めながら、早期実現へと向けながら子育て支援の弥富市となりますことは、一步ずつさらに深まりを覚える状況でございますので、そのように私も努力しながら推挙していきたいなと思う次第でございます。

そしてまた、普通教室エアコン設置につきまして実施の方向に加えながら、もう一つ、小学校・中学校の体育館の設置にもお願いしたい心持ちをする次第でございます。平素から体育館の使用率も多くあります。当然、入学式から始め、またPTAの総会、そしてまた地域の交通安全教室、防災訓練、学習発表会、作品展、卒業式と、また子ども会のドッチボール

等々と多くの利用の価値のある、そしてまた避難所というわけでございます。そういう意味で、新しい方向性もむかなければ、この生活スタイル、日本の春夏秋冬の対応、そうしていかないと想定外、予想外、そういう災い事が来たときに、我らは右往左往とするわけでございます。安心して安全にということは常に言葉では皆さんともに出し合ってきているわけでございます。どうかひとつこのことも含めながら考慮していただき、中学校、また小学校体育館のほうのエアコン設置も御検討いただけるお言葉をいただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 小学校・中学校の体育館への設置について答弁させていただきます。

小・中学校の体育館が避難所に指定されていることは認識しております。現在、小学校の普通教室へのエアコンの設置と並行し、校舎等の長寿命化改良工事の計画が実行されています。本年度は桜小学校の実施設計を行い、来年度工事に着手する計画です。これは、校舎等の劣化対策を要する建築後40年以上経過した建物に対し、今後30年以上の使用に耐えられるように、水道・電気・ガス等のライフラインの更新を初め、コンクリートの中性化対策、鉄筋の腐食対策等に加え、防水工事や外壁塗装工事等を行うものでございます。

今後も、他の学校を順次行わなくてはなりません。まずは限られた予算の中で将来への大きな事業を進めさせていただいておりますので、現在、体育館へのエアコンの設置計画はございません。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当然、財政の状況を見ながら、そして優先順位、そしてまた行政の計画、いろいろと進むわけでありまして。そういう意味で教育長の答弁の内容のとおりのお話もあるかと思っております。重々話の旨はよくわかるわけでございますが、改めて今後に向けて、当然、弥富市の小学校・中学校の校舎は対応しなければならない。そして、また避難所、また安心・安全の校舎をつくり上げていく費用対効果を考えれば、やらなければならないことも数多くあるわけでございますので、少しまた目が開けるようなお心持ちがある、そういう計画に入れ込んでいただいて、立派なものというわけじゃないです。少しでもつけられるものが何か予算的にできれば、小学校・中学校体育館もつけていただきたいなど、そういうふうでお願いをしていきます。

最後になりますけど、これからの弥富市、そしてまた子育て世代の弥富市、きらめく弥富市のために、このエアコンの設置についてのお言葉の熱のある思いを、市長の見解をお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 加藤議員に御答弁申し上げます。

ことしの夏ほど児童・生徒を取り巻く環境ということについては、教育環境も含めてそう

ですけれども、命のとうとさを考える機会が非常に多かったなあというふうに思っております。6月に発生いたしました大阪府の北部地震、これはブロック塀の倒壊による大変痛ましい事故でございました。また、7月に発生した県下の小学校における熱中症、それによって児童の死亡事故等が発生いたしました。学校は学びの館であることはもちろんでございますけれども、その前に安全な場所でなければならないと私どもは考えておるところでございます。

そうした形の中で、私どもとしては教育委員会、あるいは御父兄の御意見をいただきながら、子供たちの環境づくりにこれからも努めていきたいと思っております。そうした意味で、全ての小学校におきまして、中学校は設置いたしましたけれども、小学校におきましては、先ほども申し上げましたように、なるべく前倒しをするようなことで設置していきたい。これは、学校当局、教育委員会の御理解もいただかないと工事が進みませんので、うまく教室のローテーションを組みながらやっていかなきゃならないだろうと思っております。相当タイトにはなりますけれども、6月に前倒しができればと思っております。ぜひとも今回の補正予算をお認めいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、体育館の設置については、先ほど奥山教育長のほうからお話があったとおり、大変厳しいタイトなところでございます。私どもの試算によりますと、それぞれの体育館においてボックスの床に設置をするエアコンというような状況においても、8台から10台は要るだろうというように思っております。そうした場合には、全体では1基5,000万ほどかかる予定でございます。そうすると、11校の体育館がございますので、5億5,000万というような数字になるわけでございます。

また、機械室を別途設けまして、ダクトで引っ張って、その冷気を体育館に吹き出していくというようなダクト型にしていけますと、大体1つの体育館で1億から1億2,000万かかるというように試算をさせていただいております。いわゆる倍の値段がかかってくるということでございます。そうした状況におきますと、計算していただくとうわかりますように、13億近くのお金が必要になってくるわけでございます。

今、さまざまな形の中で学校においても環境整備を進めさせていただいております。また、庁舎の問題、あるいはJR・名鉄の改修工事という形の整備計画ということについても大変たくさんのお金が必要となってまいります。そうした形の中で、いましばらくは体育館の設置については考えざるを得ないと思っております。

しかしながら、国の補助メニューというものを考えてみた場合に、体育館を避難場所として使う場合においては、国のほうからの緊急防災・減災事業債という、今回、庁舎に適用したことがあるわけでございます。それによりますと、起債率は100%で、交付税措置が70%という減災・防災事業債というのが、この体育館を避難場所にした場合においては、その指

定場所における避難者の生活環境の改善のためという形で、そのメニューがございます。そうした形においては、これも事業が32年度までの事業になっております。どの段階で判断するかは非常に微妙でございますけれども、一方では自己の負担も大きいわけでございますので、これはしっかりと検討していかなきゃならないと思っております。

そしてまた、緊急防災・減災事業債が32年以降も我々としてはきっと適用されるだろうということをこれからも国のほうに要望していきたいというふうにも思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。今のところ、いましばらく御辛抱いただければと思うところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） ありがたいお言葉、ありがとうございました。非常にこれから前向きに、また前倒ししてしっかりと補正予算9月を進めながら、そして今後に向けての方向性のお話、しっかりと把握させていただきました。

また、市民におかれましても、どれだけ一つ一つ、1基幾ら、またトータルで幾らということも明確にした数字でもございます。そういう意味で市民もその旨がよくわかり、どれを優先的に進めていくのかという状況の中で、まずは中学校を行ったら小学校だと、その後は、次はその対応、しかしながらまた平成32年までにはやっていきたいというお気持ちで前向きに、いろんな事業はたくさんありますけど、行政という文字のごとく、政がいく、よいことがいく、市民によいこと、そしてまた市民サービスができること、そういうことを進めていきたいなあと。そして、その中でしっかりと賛成できる、また市民のための予算のくみ取りの仕方を進めていきたいと思っておりますので、どうか皆さん方の予算の編成のスタイルを着実に現実にと進めていただきまして、老いも若きもと市民のために予算の配分をしていただきたい。

今後よろしく願いをして、本日の質問を終えさせていただきたいと思っております。本日の質問をおさめさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後2時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時04分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の三宮議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に配付をいたしましたので、よろしくお願ひします。

次に三宮議員、お願ひします。

○8番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして、わしは2点にわたって一般質問を行わせていただきます。

まず最初に、限界を超える交通災害の解消をということで質問させていただきます。

ニッケゴルフ場跡地の中古車オークション会場への変更のための説明会に私は2日間参加をし、沿道の皆さんの毎日交通事故の心配をしながら暮らしている、これ以上被害が大きくなるようなことはやめてほしいという切実な声を聞き、この地域の道路事情が市内でどういう状態になっているかを明らかにする必要があると考えまして、危機管理課に平成20年度から29年までの10年間の市内2.5キロメートルの旧155号線の交通事故と市内の交通死亡事故、人身事故の発生件数などの調査を、土木課には市内の国道、県道、市道のそれぞれの実際の延長距離の調査を依頼いたしました。

パソコンで入力されているものが、これは市からいただいた資料そのままでありまして、手書きの部分が、私がそうした資料をもとに計算したり書き込んだものでございますので、ごらんいただきながら質問を聞いていただきたいと思います。

まず、この調査をして、弥富の進入路になる県道の458号、愛西市との境から国道1号線までの2.5キロというのが、弥富市全体の交通死亡事故も全県の中では際立って多くなっておりまして、県全体が平成20年の318人から29年の200人へと約4分の1減少させていることに比べまして、20年から22年と27年から29年までの弥富市の死亡者につきましては、5人から9人ということで180%になっているということが1つ。同時に、人口1人当たりで見ましても、この3年間の県の平均が2万6,927人に1人、そしてあとの3年間、29年までの3年間で平均が県民3万6,028人に1人でございますが、弥富市のそれは、最初の3年間でほぼ県の当時のレベルとイコールで、県に比べてわずか3.8%悪いだけという状況でございましたが、何と県が大幅に減っている中で弥富はふえているわけでありまして、平成27から29年の3年間の弥富市の人口当たりの死亡者の割合は1万4,790人に1人ということで、県と比べて59%も悪くなっているという状況ですね。

ここは、愛知県のことしの2月の県議会で、開発問題との関係で我が党の県会議員であります下奥議員が県警本部長に質問をした中で、県警本部長は全国の交通死亡事故1番という状態を解消するためにいろいろ努力しておるけれども、愛知県も減らしておるけど、なかなか実際はならないという状態で苦しんでいることもあると思いますが、もう一方で、この中で県警本部長は、こういうことを言っているんですね。そうした全体の状態をいろいろ述べた後、最後のところで、「警察としましては、交通の安全と円滑を確保し、地域の方々の不安を解消するため、開発の主体となる事業者に対し、交通量や交通流の変化等について詳細な予測を行うよう、さらに道路管理者と開発事業者に対し、その結果に応じて道路改良を初めとする必要な対策を先行的に行うよう個別に申し入れを行っておりますほか、警察とし

ても必要な対策を講じているところでもあります」と。こういうことを全体としてやられながら、県下の交通死亡事故は今かなり減少してきたわけではありますが、そういうことから見ますと、実際に県道一宮弥富線の2.5キロがどういう弥富の中で位置を占めているかということをもう少し詳しくお話しさせていただきます。

死亡事故につきましては、弥富の10年間の死亡者はトータルで23名だと思いますが、弥富市の公道は舗装されていない道路が少しありますから、それを除いた舗装されている市道が530キロメートル、県道と国道を合わせて59キロメートルで、したがって通常皆さんが使う公道というのはこの範囲ですが、589キロメートルあります。23人をこの589キロメートルで割りますと、上のほうに、頭のほうに書いてありますが、1キロメートル当たりの交通事故死というのは10年間で0.039人です。ところが、県道一宮弥富線、今問題になっている道路でございますが、2.5キロしかないところで2人亡くなっていますので、10年間、1キロメートル当たりでいくと0.8人亡くなっているということですね。だから、単純に狭い交通量も少ない市道との比較は、それはそれで割り引いて考えていただいてもいいですが、それにしても2.5倍の差があるということが1つ。

もう一つは、人身事故の件数で見ましても12倍を超える、1キロメートル当たりになっております。さらに、実際の死傷者、重傷者、軽傷者を合わせまして、10年間で2.5キロの間で、亡くなったり、けがをした人が178人おりますので、これを12カ月で割りますと、月平均1.48人、約2カ月に3人が亡くなったり、重傷を負ったり、けがをしたりという状態ですから、交通事故の心配をしながら暮らしている。そして、女の人が、私たちの家に来るのは嫌がると、あそこは恐ろしいところだと、ということをおっしゃられた方がおりますが、本当にそのとおりだということを実際の数字があらわしていると思います。

文字どおり、これは本当に限界にきた交通災害ではないかというふうに思いますが、この説明会のときに日本毛織も、それから中心になった説明をしました株式会社MIRIVEの設計を依頼している人の説明では、埼玉本社、深谷市で運営をしております、市街地でやっているけれども、何も問題がないという説明をされました。しかも、実際に道路事情を調べさせていただきましたら、深谷のところは花園インター、高速道路から以前の国道があって、140号線だったと思いますが、今もその以前のほうも国道としてあり、もう一方、名四並みの片側2車線の道路が新たにバイパスでつくられて、その道路沿いに深谷のオークション会場があって、だからその道路から直接オークション会場に入ることもできるし、出ることもできるという立地条件だから、それはそう問題ないと思いますよね。

ただ、実際に今自分たちが計画しているところが、こんな深刻な状態にあるということについては、全くその会場の説明の中で理解していない、全くこのことについては理解していない、またそういう問題を解決することが、県警本部長が言っておるように、交通安全を対

策する県警、あるいは道路管理者、事業者が一体となって解決しなきゃいかん問題だという理解は、私は、残念だけれども、ほとんどない状態で進めていくというふうに見ざるを得ませんでした。

私は、市民の皆さんの生命や安全を守る、そして一番末端の自治体として、またこの状況からいって、あそこはイオンなんかが出てきて、弥富の一般の人たち、あるいは周辺の一般の人たちが、食料品なんかは一番安売りをしますので、非常に条件の悪い人たちが手押し車で来たり、あるいは私もびっくりしたんですが、お年寄りが来る時は自転車に乗って、灯油を買うために18リットル缶を載せて来るんですが、帰りは押してあの海老江の交差点を帰っていくと。要するに乗って帰る自信がないもんで。そういう状況でも利用しているところなんです。

この今申し上げた事故は、弥富の中でも際立ってここが大きい理由は、私は、交通量も多いということもありますが、より根本的には、歩行者と自転車が安心して通ることができないところを大型車両が通ると。ここにこうした事故が発生する、多発する最大の原因があつて、これは当然県警としても、あるいは道路管理者としても責任を持って対応していただき、またここでさらに交通量をふやすということなら当然でありますし、特に日本毛織はイオンも含めたオーナーですよ。弥富の市民の日々の暮らし、あるいは周辺の人たちの日々の暮らしのために大きな役割を果たして、たくさんの人があるところがそういう状態で置かれているということについて、それなりの責任を感じていただいて、県警なんかとも協力していただいて、この道路を一日も早く歩行者や、それから自転車、そして手押し車を引いてくるような人たちが安心して通れる道路にするために努力をしていただきたいと思いますし、そのことをきちんと県や公安委員会、県警本部に伝えて対応をお願いしていくということは、私は弥富市の行政としての、今、市民に対する、市民の安全のために力を尽くすということであると極めて大切な事業だと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） まず初めに旧155号、いわゆる県道一宮弥富線でございますが、こちらのほうで、先ほど議員のほうからも御説明がありました過去10年間に発生しました2件の死亡事故の概要について御説明いたします。

1件目の平成27年に発生しました死亡事故は、横断歩道ではない箇所を横断中の自転車が普通乗用車に衝突された事故でございます。2件目の平成28年に発生しました死亡事故は、普通乗用車が店舗から県道に進入する際、運転手がアクセルとブレーキを踏み間違え、歩道の歩行者と衝突した事故であり、いずれの事故も道路構造に起因する事故ではございませんでした。

しかし、死亡事故が発生しました箇所においては、道路管理者と警察が現地立ち会いの上、

今後、同様な事故が発生しないための対策を検討し、必要に応じて安全対策を講じております。

県道一宮弥富線において発生した死亡事故につきましては、路面標示設置の安全対策が行われております。議員御指摘の道路整備のおくれや歩車道分離の件でございますが、県道は両側に歩道を設置し、歩車道が分離されております。

また、この歩道を利用する歩行者等のさらなる安全対策として、信号交差点以外にも、県道と市道の交差箇所前後におきましては、ガードパイプの設置を道路管理者であります愛知県が実施している箇所もございます。

今後、オークション会場の設置に伴い、大型車等の交通量の増加が想定されますが、市民の生命と安全な暮らしが損なわれないようにすることは市にとりましても最重要課題でありますので、県道において今後も必要と思われ安全対策を道路管理者及び警察に対しまして要請し、安全なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に補足答弁をさせていただきますけれども、6月の末日及び7月の1日でしたっけ、オートオークション会場が地域の住民の皆様方に説明をされたわけでございますけれども、その大きな項目は渋滞対策をどうしていくんだということが1つであり、あるいは大変広い面積でございますので、その雨水の排水対策をどうしていくんだということが1点ございました。そしてまた、向こうからおっしゃったのは、地域に対してどういう貢献策が事業主としてとれるかというようなことの説明であったかなあとっております。

大変残念ながら、私どもはまだ事業主のMIRIVEさんとは一度も詳細についてお話し合いをさせていただく機会を設けておりません。また、それぞれの項目においての住民、市民の皆様からお寄せいただいた問題に対しては、具体的な回答はまだ得られていないだろうと思っております。過日、地元では、このオートオークション会場に対する協議会が発足されたと聞いておりますけれども、そちらのほうでの協議会でのお話もそんなに進んでいるわけではない。具体的なまだまだ答弁というか協議項目について協議をされたということではないわけでございます。

私たちはこれからMIRIVEさんに対しても、行政、あるいは県、あるいは警察という行政との話し合い、そして事業主に入っていたところでの具体的な協議を進めていかないと何も解決できないというふうに強く思っております。MIRIVEさんだけでは決して解決できない問題も多々あると思っております。そうした状況の中において我々から問いかけをしていきたい。具体的なこれからの運営についてどうお考えいただく、そしてそれを課題としてあるならばどう解決していくんだということについて、私どもと事業主、そし

て行政間同士の話し合いが必要だろうと思っておりますので、そういった地域住民の皆様の安心・安全ということについて、これからも協議を進めていくように、私どもからMIRI VEさんに対しても話し合う機会をつくっていただきたい旨、要望をしていきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、開発部長から死亡事故は道路構造のせいじゃないというお話がありました。確かに狭い意味ではそういうことかもしれません。だけど、もっとあそこを利用する人たちの立場から考えてください。自転車はどこを通るんですか。通るところなんかないよね、自転車。イオンの前だけは自転車が十分通れるようになってはいますが、ほかには本来は自転車が通れない歩道なんですね、あそこは。そこを大型自動車を通る、イオンができて非常に交通量がふえていますよね。

ちょっと前に、与太郎ですから、高速道路よりも奥のほうの弥富地内の交通量の調査でも、車両が1日当たり1万1,000ぐらい通っているんですね。そうすると、イオンの前の海老江の信号なんかは、イオン自身から配送センターの車が出ていくことだとか、そういうことを考えたり、あるいは南から入ってくるイオンに来る人たち、それから福祉センターの隣を通過して入ってくる車、こういうものの通行量を考えますと相当たくさんの方が通るから、とても1万1,000とか2,000という状況ではない車両だし、同時にたくさんの方が歩行者や自転車を通るわけですので、そういうことを考えると、あの弥富地内の、要するに川平からさっき申し上げましたように国道1号まで、この間が自転車が安心して通れるところは非常に少ないこと。だから、どうしても無理をするということ、交通量がふえていますので、どうしてもお年寄りやそういう人たちが、本来はちゃんと歩道があるところまで行って横断をしなきゃいかんと思うんですが、なかなか自転車を、何もないときは乗って通るけど、今言った荷物を積んだら押して帰ってくるというような人たちが、そんなに信号交差点まで行ってなんていうことはしないと思うんですよね。

少なくとも、広い意味というか、かなりあの道路の状況を考えたら、私はやっぱり道路構造に、これだけ事故が集中する……、死亡は2人ですから、2人でも少ないところだもんで非常に大きい割合になると思いますが、実際の人身事故の数でいっても12倍ほどありますので。交通量が非常にふえておるといふことと、今言ったようなお年寄りの人たちが安心して自転車で通れるような道路では既になくなっていくという実情、それから大型車と自動車があんな狭い道を一緒に並走するなんていうのは実際できんでしょう。そうすると、歩道を通らなきゃいかんけれども、歩道は人がおれば自転車が入れないですね、あそこの歩道の多くは。そういうことを考えたら、私はこれは道路構造上の問題だと思いますが、いかがですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 議員御指摘のとおり、歩道については旧規格で設置されておりますので、多少狭いというような状況では認識しておりますが、交通状況のところで歩道を通っていただく、または横断歩道を渡っていただくというのは原則でございますので、それを高齢者の方にも十分周知をしていただいで守っていただくというのが、交通安全上大事かなというふうには感じております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 歩道は人がいないときは通れますが、何人か歩いておるときだと自転車は通れませんよね。押して通れば、通れんことはないんですが。ただ、その狭いを歩道も、実際に自転車が通れないぐらいの幅しかないところが何カ所かありますよね。

そういうことを考えると、ましてや今のあそこに配送センターや何かができて、たくさん大型車両が通るようになったというのは、日本毛織の開発行為によって発生したものですからね。そういう状況の中で自転車が安心して通れるような状況だとか、どんどん高齢化が進む中で、足元が不自由な人たちがたくさん出てくる中で、そういう歩道に改良しなければ、あそこはあの道路構造がこういう事故の大きい原因になっているということについて、市側としてはそういう理解はないでしょうか。道路構造に問題があるというお考えはないですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 道路構造上の問題というのはあるというところもあると思いますので、そこら辺につきましては、また今後、県のほうの道路管理者等とも協議をさせていただき、用地の関係もございますので、そこら辺、県のほうとも検討させていただくように協議をさせていただきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今も私、読み上げましたが、その部分というか開発と交通安全問題についての質問の全文は既に市側にお渡ししてありますので、確認していただいて、県警本部長が言っておることは、地域の方たちの不安を解消するために、交通量や交通の流れが変化するとき、だから実際に安心して通れないような状況があるような場合は、先行的に事業者と道路管理者に県警が対応することを求めている、現にやっておるということをおっしゃるので、ましてや先ほど申し上げましたように、1カ月に1人半、2カ月に3人がここで死亡事故、重傷事故、軽傷を含めて人身事故という状態が10年も続いておるとか、それから弥富全体の死亡事故……、ほかの県道も、佐古木の県道だってそういう意味でいうと非常に問題がありますよね。そういうこの中核的な道路が整備をされていない。全体に交通事故が減っていった大きい原因は、三河だとかそういうところは非常に道路整備がされておりますよね。そのことに比べたら、この尾張のほうの私たちのまちも含めて、道路整備がおくれておることが、県がどんどん減っておるのに、かえってふえておる背景にもなってお

りますのと、もう一方で高齢化があると思いますので、そういう問題として市長、対応をいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） イオンタウンの前の道路は、その間だけを捉えて論ずるわけにはいかないだろうとっております。それは、1号線からの尾張大橋の交差点から愛西市のつなぎのところまで、しっかりと前後を見ていかなきゃならないというふうにも思っております。そうした中において、1号線からイオンタウンの入り口のところまでにおきましては、片道1車線というような状況で、なおかつ非常に混雑すると、また渋滞するというようなことが慢性的でございます。こういったところで、例えば1号線の交差点改良をどのような形でしていくかということについては、これはMIRIVEさんも地元の協議会では検討するというようなことをおっしゃっているようだけれども、なかなかできるものではないだろうとっております。

そういうような状況の中において、我々行政と県の行政、そしてまた県の行政と事業主がしっかりと話し合うことが大事だろうとっております。そして、その話し合いのもとにおいて、地域住民の安心・安全をしっかりと担保していかなきゃならないということがこれからますます必要になってくると思いますので、道路構造上の問題は、その前後を見ていかなければいけないとっております。イオンタウンの前だけを見ておって、あそこはなかなか現状を大きく改良するということはできないかなとっております。イオンタウンができたときに中へ入り込む1車線を、イオンさんの御理解と、そしてまた、私どもの地元、その当時の議員の皆さんの大変な御努力によって入り口のほうへ入りやすくなっているものですから、それがまだ功を奏しているなあとっております。

そういうような状況というものをこれからどう考えていくかということは、大変重要な問題であります。一度私どもは事業主に対して、私どもの行政と、そしてまた県の行政との話し合いを地域の安心のためにどうしてもやっていかなきゃならないとっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 沿道の皆さんというのは大変な心配しながら暮らしているということが、私もこの数字を見て、おっしゃっていることがまさにそのとおりだと。しかも県警本部長は、交通量が増加したり、渋滞したり、あるいは交通の流れが変わるときにさらに負担がかかるから、先行的に対応していくと。だから、私はあれだけの人が通る場所だったら、本来イオンができるときに、今、市長がおっしゃられたように、少なくとも愛西市から1号線までの間の道路整備をどうしていくかということは、本格的に県警も道路管理者の愛知県も考えていただかなきゃいけない問題だったような気がしますので、そういう問題を未解決

にして、一応民間だから何をやってもいいという話には私はならないと思いますので、市民の皆さんの命と安全を守る、日々の暮らしを守るということで、県警の本部長が本議会で述べた立場で指導していただくように強く要請していただくことを求めて、次の質問に移ります。

実はつい先日、キャラバンで県下の市町村にお邪魔しておりますところが母体になりまして、愛知県の介護保険担当課と相談をして出前講座をやっていただきました。私もそこに出席をして、県の担当者の説明や皆さんのお話もお伺いしてきましたわけですが、その中で、既に愛知県内でも介護認定のための診断書が、1カ月以内に出さなきゃいかんのですが、なかなか書いてもらえないようなところがふえてきていると。医師不足だとか、高齢化だとか、そういうことが全国的にも全県的にも広がっておって、私が前に申しあげました身体障害者手帳をなかなか書いていただけないという問題。ただ、身体障害者手帳を書くことができる人はごく限られた人ですよ、今の状態からいいますと。しかも、弥富の場合は、手足だとか体幹だとかという肢体でいうと3分の2が海南病院の先生で、しかも指定を受けている方がそんなに直接にかかわっていない方も何人もいるというような状況のもとで、実際に現場の人たちが、あそこの駐車場から歩いてこられるような人には診断書を出すような状況にはありませんということを言われて、診断書を書いていただくことを求めても、なかなか書いてもらえないというようなことが発生をしておりますし、つい最近では、これほど精神病が広がって大きい社会問題にもなっている中で、海南病院の精神科外来を廃止するということが、市長たちも知らない間に実際に実行に移されていたというようなことがあって、今、地域の皆さんの安全のための介護や医療の土台が大きく壊されております。

そこで私、直接申し上げたのは、今、人生80年時代、退職した後で障がい者になっても10年や15年、場合によっては20年も重い障がいを抱えたまま生きる人がいる中で、県が平成20年度に重度の障がい者の手当、当時、月額7,000円であったんですが、これを廃止されたり。県は、それまでに元気だった人は十分な蓄えがあるというんですが、国民年金だけの人だとか、国民年金も満額もらえないような人たちの老老介護やひとり暮らしの人たちがどんな思いをして暮らしているか、ぜひ私は介護担当の者としても、例えば弥富市は今、1,600人を超える介護認定を受けてサービスを受けている人がおりますが、950人ほどが身体障害者手帳を持っていない。介護認定の認知症のない人の基準は、家の中を伝い歩きすることができて、トイレに行って、食事はスプーンでも何でもいいから自分で食べられたら自立というのが基準ですので、少なくとも身体障害の場合によっては2級の人も自立、病気によっては心臓なんかだと1級でも自立になるわけですが、しかし実際に肢体不自由で2級の人でも要支援1だとか2というような状況でありますので、こういう人たちが障害者としてのサービスが受けられるかどうかは、医療費無料の問題だとか、あるいは県や市の手当だとか、そう

いうことを考えると、きちんと本来、障害者基本法に定められた権利をこの人たちがちゃんと保障される仕組み、そしてそのための診断書もなかなか書いてもらえないという状態というのは極めて異常なことで、医師不足や、介護や医療の土台が大きく崩れてきておる。ここに大きな原因があり、解消しないと、しかも国が医療も介護も在宅が基本という立場をとっておりますので、本来は初期から専門的な介護が受けられ、悪化の防止と地域医療の充実で、方針や介護、身体障害者手帳のための診断書などが保障される体制を確立されることを求めているけれども、この土台が崩れていると。

実際に私たちのまちでも、在宅基本なんて、往診してくださるドクターがどれだけおるか、どれだけ対応できるか考えたら暗たんたる思いですという話をしたら、会場の皆さんも実際にそうだよねということをおっしゃって、県としても大きな課題があるということをおっしゃっていただけるわけではありますが。ドイツを基本として、軽度の人たちを悪くならないようにするということを主眼にした介護保険制度はドイツをモデルにして始めて、ドイツはそういう方向でぐっと進んでおるんですが、日本は軽度の人には介護から卒業してもらえようという方向で進んで、しかもサービスも専門的なサービスどんどん切り離していくというふうになっておりますので、こういう状態を解消するために、ぜひ私は国に対しても、あるいは市としても、そういう努力をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） まず、身体障害者手帳の交付につきましては、市社会福祉事務所に、市の福祉事務所のほうに申請をしていただきまして、市のほうから愛知県の方へ進達をしております。その後で県で審査をされ、障がいに関与される方に手帳が交付をされております。

障害者手帳の申請につきましては、年齢や症状に関係なく、あくまでも申請主義でございますので、御本人や家族の方の意思に基づくものとして、市としては強く勧めるものではないと考えております。

市では手帳をとられる可能性のある方につきましては、介護高齢課の障害者控除認定書発送時に周知をさせていただいております。

本市としましては、市関係部局を初め、包括支援センターや社会福祉協議会などとの連携を図り、対応を今後ともとってまいりたいと考えております。

次に、在宅医療の御質問をいただきました。

地域医療の往診と介護につきましては、平成30年度から、4月1日からでございますけれども、関係機関の切れ目のない連携を実現するため、海部医療圏在宅医療・介護連携支援センターを4市2町1村で運営を開始いたしましたところでございます。そのセンターの規約の中の在宅医療・介護連携に関する相談支援に関することとして、往診していただける病院、診

療所に関する情報提供をさせていただいております。センターとしまして、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療及び介護を一体的に提供する体制を構築してまいります。

また、身体障害者手帳等の申請の際に添付する診断書の作成につきましては、県が指定する指定医療制度となっております。市といたしましては、過日、県の担当者に直接会って、診断書の作成に当たって、指定医師間で見解の相違や指定医師間での基準のずれが生じないよう要望をさせていただきました。今後も、市民の皆様にも不利益が生じないように、県の担当課のほうに要望してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 実際に、じゃあ弥富で今、往診に参加してくださるドクターが何人おって、どれぐらいの訪問ができるかということがまず1つ。

それからもう一つは、さっき申し上げましたように、海南病院の実際に現場で診断している整形の先生たちは、全員とは言いませんが、診断書を要望しても、あそこの駐車場からせいぜい数百メートルですね、歩いてきた人は対象にならない。ところが、県や国の基準は、つえだとか補助具なしで1キロ以上歩けない人については身体障害者手帳の4級が出るようになっておりますし、片足立ちができない人については3級の診断ができることになっておりますよね。

そういうことを考えたら、実際に弥富の指定医の3分の2を占める海南病院がそういう対応をされたら、ほとんど診断書を書いてもらう機会は弥富の市民はなくなってしまいますね。しかも、海南病院は公的な病院だということで、建物の建設だとか、現在は運営費まで市が負担をしている中で、こういう対応をされておっても現実には解決できないというのが実際の状況じゃないですか。

だから、幾ら言ったって、今、医師不足だとかいろんな条件で、そう簡単に解決できない状況になっております。県も私どもに対しても、これは国がやらしてもらわないと解決できないことだといって、県が言ったって、例えば講習をやると言ったって来てくれるかどうかわからんということを県の担当者が言う時代ですから、要望したってなかなか解決できない。障がい者の権利を保障する土台のところで壊れているということで、そういう問題として市も対応して改善を早急に求めていただきたいということと、今、申し上げましたように、実際に弥富で往診に対応できる人が何人おって、日常的に大体どれぐらいの往診ができるというふうに考えておられるか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 現在、往診にどれだけ対応できるのかという御質問でございますけれども、この部分について私どもが把握している数はございません。ただ

し、こういうことがおくれておるからこそ、30年4月1日から海部医療圏の在宅医療・介護連携支援センターを立ち上げまして、この中で在宅医療に関する情報提供をさせていただき、対応をとっていただきたいということが、この協議会の役目でございます。

また、手帳の交付に関しましては、あくまでも県が指定する指定医制度となっておりますので、これについて市が何かできるわけでもございません。ただ、指をくわえて見ているわけにもいきませんので、私どもとしてできることは、直接県の担当者の方にお会いをして、診断書の作成に当たっては指定医師間での見解の相違がないようにしてください、指定医師間で基準のずれが生じないようにしてくださいと要望するのみでございますけれども、今後このことは続けてまいりたいと思っております。

また、介護高齢課では、介護認定をもとに確定申告等に利用していただくために、障害者控除対象者の方に弥富市要介護認定者等に係る障害者控除対象者認定書を送付しております。この際の案内文書に、障害者手帳が取得できる可能性がある旨を記載させていただき、今後も周知に努めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 障害者基本法には、障がい者を発見することも、そしてその人に手帳がとれるようにサポートすることも、そしてそれに基づいてきちんとサービスを受けて、要するにそういう助成できるようにすることも、市町村の責務だというふうに書いてありますよね。手帳を書けていただけないと困っておるのに、私どもとしては県に要請することしかできませんと言ったら、結局、難しい問題はありますが、ここは行政として絶対、そういう状態を打開するという方向をしっかりと刻んでいただかないと、仕方ありませんと言っておったら地方自治の役割はなくなりますので、ぜひ市長のほうからも。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にいろいろとお話をいただくのは今回限りではなく、例えば身体障がい者に対する手帳の発行等においては従前からお話をいただいているところでございます。一度問題をしっかりと、私ども行政のほうも勉強不足の点があるかと思っておりますので、別途時間を設けさせていただきますので、三宮さんの思いと、私たちの行政の違いというか受け取り方、あるいは県に対する考え方、そしてまた海南病院等病院に対する三宮さんの思い、そういったことを一度きちっと整理しながら協議していかないと、何か交わる場所がないというようにも思いますので、ぜひそんな時間をとっていただければなあと思っております。

私どもといたしましても、4市2町1村で在宅医療に対する制度を発足したばかりでございます。そういったようなことに対しても、まだまだ議員の思いと、その制度に対する考え方が一致しないだ、そういうことは多々あるかと思っておりますけれども、一度問題点を整理す

るために別途協議をさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思  
います。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 例えば防災訓練でも、歯科医の方は参加していただけますが、内科  
医の人たち、あるいは開業している一般のドクターというのはほとんど参加できないんです  
ね。大きい理由は、診療所を開いておたつてここに住んでいないんですよ。大体名古屋  
の東部だとか、四日市や、そういう水害の心配のないところにお住まいになっておる関係も  
ありまして、だから余計、往診できる先生がいない。診療所がない。しかも、どんどん医療  
の需要が高くなっていますので、ある病院では予約もできないような状態だとか、ある病院  
では待合室がいっぱいになっちゃって、何とかもう一つ、病院をふやしてもらわんと私たち  
行くところがないというような悲鳴が出てくるような状況がありますので、こういう事態の  
中で起こっている問題ということを御理解いただいて、そういう中で介護も医療も在宅とい  
うことが、かけ声だけ進められていって、しわ寄せは全部、末端の市町と住民が背負いとい  
うことではたまりませんので、ここは腹をくくった対応を、ぜひ今、市長がおっしゃって  
くださったような格好で、私も一度、総合的にお話しさせていただきたいと思いますので、そ  
ういう機会をつくっていただきたいということを要望して、もうそんなに時間がありません  
ので、あと最後の問題についてお尋ねします。

市長は先日、市の高齢者のお祝いの席で、高齢者対策として免許証返納への助成を表明さ  
れて今後も議会に諮っていきたいということをおっしゃられましたが、ぜひその際には、車  
を持たない人や乗れない人への対応もあわせて実施をしていただきたいと思います。

というのは、さっきもちょっと申し上げましたけど、自転車に乗れなくなったら、そうい  
う人たち、買い物にも行けない、医者にも行けないという深刻な状態があります。ただ、車  
に乗れる人は、4級でも6級でも自動車税が免除になって、必要ならその体に合わせて車を  
運転できる改造の支援していただくという仕組みがあります。ところが、お金がなくて、税  
金の控除証明をもらったって実際に何のメリットがない人たちで、足が悪くて自転車にも乗  
れない、そういう人たちですね。こういう高齢者や障がいの人たちを、市長がおっしゃられ  
た運転免許証返納、これも交通安全対策の一環だと思うんですが、もう一步、今言ったよう  
な人たちをきちんと処遇することも交通安全対策の大きなものになりますし、高齢者や障が  
い者福祉の市町村の責任という面からも大事なことだと思いますので、ぜひこの問題も今後、  
高齢者に対する免許証の返納に対する助成をしていくということの御検討の一環として、同  
じ条件、もっと悪い条件の人たちをちゃんと行政として対応する問題として御検討いただ  
きたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大変交通事故がことしも多いわけでございます。残念ながら、愛知県は今のところワーストワンを返上できないというような状況で今推移しておるわけでございます。埼玉、千葉県を上回る状況で交通事故が発生しておるわけでございますけれども、よく言われるように、その亡くなる人の半数以上が高齢者であるというような状況でございます。弥富市におきましても、過去5年間で、大変残念ながら、交通事故でとうとい命をなくされた方が11名お見えになります。そのうちの6名の方が70歳以上の高齢者であるという状況でございます。これは、全国的な推移と全く同様の流れであろうと思っております。

その原因というのが、皆さんも御承知のように、横断歩道でないところを無理に横断しようとしたマナー、ルールということに対する問題であるとか、2つ目はブレーキとアクセルを踏み間違えるという誤作動、こういったことが、いわば運転ミスが交通事故の死亡者という形になっているというような状況でもあります。

私どもの市民の皆さんが蟹江警察署のほうに免許証を返還された方が、平成28年で80人お見えになります。そして、平成29年、去年は120名の方が免許証を返納されたわけでございます。これは、家族の思いということもあるでしょうし、また御本人の御判断ということもあるでしょうけれども、いずれにしても免許証を返納する方が大変多くなってきているというのも事実であります。

こういう方たちに対して大変不便を感じてみえるのではないかとということを容易に想像するわけでございますけれども、そういった人に対して私は補助制度、いわゆるタクシーチケットの助成制度を考えていきたいと思っておるわけでございます。お迎えの料金と初乗りの料金という形のセットで、あとは御負担をしていただくというような状況でございますけれども、そういった形で、現在運転をしてみえる方が免許証を返納された場合において助成制度を設けていきたいというのが原則でございます。三宮議員がおっしゃるように、車をお持ちでない方も、その対象として考えていただきたいというお話でございますけれども、これは少し詳細について私どもとしては考え方を含めてしっかりと詰めていきたいと思っておるところでございます。

いずれにしても、自発的に免許証を返納していただくということにつきましては、絶対的に交通死亡者をなくしていくことだろうというふうにも思っておりますので、ぜひこの助成制度をお認めいただきたいと思っております。しっかりと内容について精査をし、来年度からの当初予算というような状況の中で私どもとしては皆様方に御提案申し上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

いずれにいたしましても、交通死亡事故をなくしていくということ、減らしていくということが我々の最大の責務でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 交通権は人権とも言われておりますが、現に車に乗れる人については、今申し上げましたように、若い人でも年寄りの人でもそうですが、身障手帳の6級から4級の人も自動車税が免除になって、これはメリットが大きいですね。ところが、乗れない人、それはお金がなかったり、いろんな条件が悪くて乗れない人たちについては……、市税も減免しているわけね、今の車の乗れる人については。そういう歩行や移動に困難がある人に対して、自転車でも骨折したりすると、本人も乗らなくなるし、家族も乗ってもらったら困ると言うんですが、運転免許を返すのも大変なんです、この人たちが自転車に乗らなくなるというのはもっと大変なんです。そのために地域支援事業という形で、そういう人たちに対する個別、あるいは集団的に交通を保障するということが定められておりますので、免許を断念していただくことも交通事故をなくするために大事なことなんです、そういう無理して自転車に乗ったりしなきゃならん人をそのままにする、あるいはきちんと税法上で車に乗れる人は市や県の支援が受けられるのに、そういうお金がなかったり条件が悪いと、もっとひどい状態でも支援が受けられないままというのは私は公平性に欠けると思いますので、一遍その辺はよくまた御検討いただいてということをお願いして、質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は3時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時12分 休憩

午後3時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の朝日議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に配付いたしましたので、よろしくお願ひします。

次に朝日将貴議員、お願ひいたします。

朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 1番 朝日将貴でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思ひます。

産業観光ツアー実現に向けてと、2点目はニッケゴルフ場跡地の進捗状況、この2点について質問をさせていただきたいと思ひます。

早速、産業観光ツアー実現に向けてでございますけれども、まず1点目、観光課題。

弥富市で観光を考えたときに課題は何か。その一つは、どうやって弥富市に来てもらえるか。これは6月議会でも述べさせていただきました。名古屋競馬場内に金魚アクアリウムをつくるなど新しく観光資源をつくること、また今あるものをさらに磨くといったことがさら

に大事なことだと思えます。例えば、早川議員が一般質問されておられました三ツ又池公園の整備計画、これを今後お示しいただけるとは思いますが、芝桜を代表とする四季を通じたフラワー観光、これも魅力的でございます。

もう一つが、今回のテーマとなります。幾ら弥富市にお客を招いたとしても、名古屋市周辺に宿泊・食事などで消費をしてしまうところにあると思えます。それでは、弥富市の飲食業やサービス業は何もメリットがありません。この課題をクリアし、弥富市内で消費してもらうための環境整備が必要であると考えますが、市の見解はいかがですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） お答えいたします。

本市におけます観光資源の主なものは、地場産業であります金魚、三ツ又池公園の芝桜でございます。弥富金魚や芝桜などの地名度は高まってきていると思えますが、年間を通じて観光に来ていただける状況ではございません。

市としましては、三ツ又池公園の整備など現在あるものを充実し、魅力を向上させるとともに、春まつり、芝桜まつりなどの三花まつりや県内外さまざまなイベントにおいて弥富金魚や芝桜のPRや観光情報の発信を行い、市の魅力や知名度の向上を図り、より多くの方々に本市を訪れていただけるよう努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） さきの6月議会でも申し上げましたが、名古屋競馬場内に金魚アクアリウム、それから道の駅、この2つを私としては何としてもつくっていただきたいと考えております。インバウンドに対応する必要性からも、ランドマーク、目印となる施設があるとないとでは大きく差が開いてしまうと思えます。そうならないためにも市長のお力が必要であります。よろしく願いいたします。

さて、弥富市は移転してくる名古屋競馬場隣接エリアをにぎわいどころとするお考えでございますが、進捗状況があれば、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 名古屋競馬場移転に伴います愛知県競馬組合への要望につきましては、前回の議会のときに御説明させていただいたところから、特に今のところ進展はございません。

にぎわい面におきましては、競馬場のテーマパーク的なデザインの導入、各種イベントに利用できる常設ステージの設置、イベント時に必要な電源、照明等の各施設への設置、ポニー乗馬体験に伴うコース利用、金魚アクアリウム開催のための施設利用及び展示場所の確保、以上5点を要望しているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） それでは、名古屋競馬場にかかわる団体と申しますか、そういったのはどのようなところがありますか、教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） いよいよ名古屋競馬場が弥富のトレセンのほうには平成34年の4月に竣工するというので、具体的な計画が今進められているところでございます。大変おもしろい競馬場にしていきたいという形で、大村知事を初め関係者はお話をいただいているところであります。臨場感あふれる競馬場になるのではないかと申すという形で、私どもも大変楽しみにしております。

また、そういったイベントというようなことに対して、開催を弥富市としていろんなお話を持っていきたいということで、先ほど話をさせていただいたところでございます。

そのような形で、名古屋競馬場にかかわる団体はどのようなところがあるかということでございますが、名古屋競馬場は、その構成自治体といたしましては、愛知県、そして名古屋市、そして豊明市で競馬場の組合を構成されております。そして、新たに私ども弥富市が加わるわけでございますけれども、それぞれの議会において、この組合の加入の件につきましては、愛知県は愛知県の議会、そして名古屋市は名古屋市の議会、豊明市は豊明市の議会、そして弥富市ももちろんのこと議会での議決が必要になってまいります。そうしたことを踏まえながら、組合加入ということについても考えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ぜひその折には、弥富市議会としても全力で応援すべきだと思います。

それと、今言われた構成自治体はもちろんです、できればそういった諸団体と弥富市、それから弥富市議会を交えて、競馬場が来る前に一度意見交換会というのができればいいんじゃないのかなというふうには私は考えます。各自治体の議会の皆さんを交えるというのはハードルが少し高いのかなというふうにも思いますので、例えば競馬組合の職員の皆さんと弥富市、弥富市議会の3者などでも構いませんが、そういった意見交換会の場をつくっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほども御答弁申し上げましたように、名古屋競馬組合の加入をしてからでないと、愛知県、あるいは名古屋市、豊明市という状況の中で意見交換を開催することは基本的には不可能だろうと思っております。そうした状況の中において、先ほども申し上げましたように、私ども弥富市が名古屋競馬場の組合に加入するというこの意思表示をしっかりと相手に対してあらわしていかないといけないだろうというふうに思っております。

そうした状況の中において、それぞれの議会で議決をいただければ、先ほども申し上げましたように、防災面の問題であるとか、にぎわい性の問題であるとか、さまざまな私ども弥富市が考えていることも、その場として協議することができるだろうと思っております。しっかりと私どもも今の名古屋競馬場組合と、加入に対する条件はどういうものが必要なんだということをしかりと詰めていかなきゃならない。それに対してはもう少し時間がかかります。先回も一度、この組合のほうと話をさせていただきました。具体的なスケジュールを教えていただきました。組合の加入に参加するためには、こういうことをクリアしていかないとできませんよということをお教えたので、この下期においてしっかりと担当のほうで詰めていきたい。そして、愛知県、名古屋市、豊明市という形の中でお話を持っていくって、それからさまざまな協議ということについてお話をさせていただこうと思っております。

そうした状況の中では、私どもがリーダーシップをとって先方のほうにお話し合いをさせていただく機会を設けられればというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 理解いたしました。まずは議決をするという意思表示をまず固めるということ、それからスケジュールがお示しされているということでございますが、市長にリーダーシップを発揮していただいて、我々議会にもまた御報告、また意見を求める機会をおつくりいただければと思います。

続きまして、観光課の役割と題しまして、先回の私の質問で市長から、今は商工観光課であります。観光課をつくるというような発言がございました。そして、それは民間の力を利用しなければというような内容だったかと思いますが、これは現在の商工観光課とはどのような違いを持つものなのか、市長のお考えがあれば伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

今現在、私どもの組織の中には、商工観光課という形で、産業分野と、それから観光分野というものを一緒にしながら、その組織運営をしているところでございます。今、弥富市はGDP、いわゆる総生産額として2,500億近くになってまいりました。そのトップが工業生産における西部臨海工業地帯における工業生産額が非常にふえてきている。もちろん、市民の皆様の御商売であるとか、農業であるとか、いろんな産業はありますけれども、一番大きくなっているのが、そういう西部臨海工業地帯を中心とする産業でございます。この問題については、我々、将来に対して弥富市の税収をいかに高めていくかということにおいては大変重要な問題であります。そういう状況の中において、商工観光課という形の中で一つの分

野では大変難しくなっている。もう一方では、観光を深く掘り下げていくことが、今、朝日議員がおっしゃるように大変重要になってまいりました。4市2町1村の海部地域における現況をどうしていくんだ、県との観光事業に対してどうしていくんだということをしっかりと我々自身が深掘りをしていかないと話にならない。そういう状況の中で、私は商工観光課を2つの課に分けていきたい、これが私の今、構想としているところでございます。時期的には、新庁舎が開庁した状況で考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 新庁舎をめどに観光課を商工観光課から分割してつくっていただいて、観光のことを深掘りしていただけるというような御発言だったかと思いますが、人をまた分散させれば、人件費もかかってくるでしょうし、課題も多いと思いますが、観光を前に進めるという意志だけを強く持っていただいて進めていただければと思います。

続きまして、今の質問にもつながりますが、民間の力という意味でいくなれば、先ほども、これは繰り返しになってしまうかもしれませんが、観光協会も民間の力を使うという意味では同じだと思いますが、その後の進捗状況を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 前回の議会におきまして、観光協会役員に幅広い民間の方の加入を含め、近隣の他市町村を参考に研究していきたいと答弁のほうをさせていただきました。

進捗状況といたしましては、近隣の他市町村を参考に、現在、研究を始めているところでございます。その途中でございますが、海部地域の観光協会の役員名簿や規約を取り寄せましたところ、役員構成については団体の長や民間の事業所からなっておりますが、市町村によってその構成比はまちまちとなっております。観光協会への民間の方の加入については、来年12月の役員改選時に向け、研究を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ぜひ、観光を進めたいと思っておられる市民の方が既に見えると思いますし、そういった方々の力をおかりしながら観光を前に進めていきたいと思えます。

続きまして、産業観光についての環境整備に向けて、目的及び手段について伺っていききたいと思えます。

まず1つ目は、観光も一般的に言われます観光というのは民間人を対象といたしますが、一方で法人を対象とする観光を今回は考えたいと思っております。目的は市内にお金を落としてもらおうこと、この1点に尽きると思えます。食事、お土産、宿泊等がこれに当たりますが、現在の弥富市でこのようにお金を落としてもらえ、そういった環境が整っているでしょうか。市の現状認識をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 本市では、観光資源も少なく、企業視察等で多数の法人の方が観光で訪れていただいたとしても、対応できる飲食店は少なく、お土産店や宿泊できる施設についてはございません。お金を消費していただく環境は、現在、整っていないというような状況でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 私も全く同じ認識であります。まだまだそういった現状ではない。ただ、このまま手をこまねいていてもしょうがありませんので、今後の名古屋競馬場移転、これはすごくいい機会になります。こういったところを拠点に、一つ一つを結びつけて、一つ一つが弱くても結びつけてだんだんと大きくしていく、そんな形をとっていけばいいんじゃないのかなというふうに思います。

弥富市では、産業観光が私は一つの武器になっていくのではないのかなというふうに考えます。観光というならば、見るもの、それから食べる、それからお土産を買う、先ほども申しましたが、こんなところが主に必要であるというふうに考えます。その中で見るもの、行く目的ですよね、そういう視点に注目しますと、企業を訪問することを観光の資源とするということでありましたら、弥富市もその一翼を担う十分な資質が既に備わっているものと思います。既に国内外から視察を受け入れている企業も、もしかするとあるのではないのでしょうか。そのような企業、また学校を見るものとして弥富市を訪れていただく契機にできるのではないのでしょうか。この産業観光、市の認識を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 議員の申されます産業観光とは、その地域特有の産業や歴史的・文化的価値ある産業文化財、生産現場及び産業製品を観光資源としまして、それらの工場や工程を見学することで、ものづくりの心に触れ、見聞を広げる観光のことでございます。

法人の視察を受け入れる企業につきましては、安全の確保、見学コースの整備、案内ガイドの確保、企業秘密の問題等の対策が必要となってまいります。学校についても、視察を受け入れるには、それ相応の準備や人員等が必要でございます。

法人を対象とします観光につきましては、企業や学校等の意向や協力が必要不可欠なものであると考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） それで、お配りした資料をごらんいただきたいと思うんですけども、これは週刊東洋経済オンラインという記事をコピーしたものであります。少し読み上げをさせていただきますと思うんですが、これは三重県の桑名市の産業観光についての記事でございます。

思わぬところにインバウンドの需要があった。三重県桑名市が産業観光に取り組んだのははわけがあった。桑名市の人口は14万2,805人、大きく減少していることはない。しかし、財政の硬直度を示す経常収支比率は97から98%、毎年の必要な経費を辛うじて自分で賄っているような状態だ。地域おこし、まちおこしは各地方都市が頭を痛めているアジェンダだが、桑名市もそうした喫緊の課題に直面しているのは間違いない。2016年5月に開催された伊勢志摩サミット。その際、各国の中・高生が集まり、世界の課題について話し合うジュニア・サミットが桑名市で開催され、この桑名市に覚醒を促すことになった。

海外から年間2,000人超えが訪れる工場というのがありまして、2行目、当社の工場には、海外からの視察客が数多く訪問しており、年々増加するばかりだ。海外客は工場を視察した後、東京や名古屋、大阪などに移動して観光しているというような発言がございました。発言の主は、トヨタ自動車系の精密部品をつくっている工場であります。中小企業ですが、次のページ、海外から年間2,000人超えが視察に訪れるというようなエイベックスさんという会社がありました。これは、トヨタ生産方式に関する視察の受け入れということでありませう。

4行目の後ろのかぎ括弧ですけれども、海外からの多くの顧客が訪れるエイベックス多度工場というコンテンツがあるのはわかったが、バスで視察して終わったらすぐほかの都市に移動していく、桑名にはお金がほとんど落ちないという課題を桑名市が持ったのがこのときでした。

続きまして、まちぐるみのコンテンツを用意。海外からの視察客を取り込むには、宿泊、消費につなげていく仕組みをつくることで桑名市の滞在時間を延ばすしかない。そんな思いから、インバウンドに対応するまちづくりのための観光協議会が地域の産官学で立ち上げられ、2016年9月から産業観光ツアーが開始された。いろいろな色彩のコンテンツがあれば楽しいということなら協力は惜しまないと、市内にあるショッピングセンター・イオンモール桑名など、この拠点を置く企業が参加。政府の地方創生戦略による地方創生加速化交付金3,300万円も産業観光ツアー立ち上げに投入された。2016年度、産業観光ツアーは、年度半ばの9月からだったが、中国、台湾、カザフスタン、ドイツ、フランス、アラブ首長国連邦など、15回、365人の視察を迎え入れた。桑名市での消費金額は1,100万円という経済効果が生み出された。テストも兼ねてのスタートだったが、結果は上々と言えるものだった。

写真の下ですが、工場にはアジアやヨーロッパ諸国など、幅広い国々から視察客が訪れる。コンテンツとしては、エイベックス多度工場を筆頭にイオンモール桑名、こちらが多度町に工場があるNTN、百五銀行、さらに小・中学校、介護施設、市役所まで、視察する海外のお客の要望に応じてコンテンツになるものは全て視察対象にした。

次のページですが、工場でのカイゼンや生産方式に加えて、イオンモール桑名では、サー

ビス産業の物流、安全・安心、快適・清潔への取り組み、モールでのイベントなどをコンテンツにしている。それだけではない。小・中学校では、片づけ、掃除、給食などを通じてのしつけや教育などの日本人の考え方を見学してもらっている。市役所では、職員の目標管理や市民サービスなどの意識、業務の考え方、介護施設では高齢化社会への対応といったところ。そうしたところを視察したいという要望に対応しているそうです。

2017年度の実績は36回、717人、消費金額は968万円。消費金額は前年度を下回ったが、これは前年度の地方創生加速化交付金による宿泊などの援助がなくなったためだ。課題は、海外からのお客様の桑名市での滞在時間だ。産業観光コンテンツ、さらに産業以外の観光コンテンツ、宿泊施設の改善・充実などが滞在時間の延長の鍵を握ることになる。桑名市としては、この2018年度は50回、1,000人、2,500万円の消費金額を目標にしている。

桑名市を産業観光に走らせたのは、エイベックス多度工場の突出した視察客受け入れだった。エイベックス多度工場に海外からの視察客が頻繁に訪れるようになったのは2008年からだ。韓国の鉄鋼メーカー、ポスコが従業員を順繰りに送り込んできた。カイゼン、人材育成などの日本型経営を学ぶということで、余りに多数の視察だったが対応したというような内容の記事でございます。

そういった先進的にやっておられる桑名市は、こうした新しいコンテンツを広げるために、現在の協議会を広域化しようとされておられます。私が直接、担当課のほうに足を運んでお聞きしてきました。桑名市のコンテンツも、これで3年やるわけですが、何度も何度も同じことの繰り返しになってしまうので、これを広げて、この産業観光ツアーをもっと広げていきたいということでありました。

ぜひこの流れに弥富市もともに力を尽くして、相乗効果を上げていければいいのではないかと思います。市の見解はいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） ただいま議員から御紹介のありました桑名市の産業まちづくり協議会は、地域企業と行政が連携して産業教育観光を行い、昨年度の産業まちづくり大賞を受賞した団体でございます。

本市では、法人の視察を受け入れている企業について現在のところ把握できていない状況でございます。先ほどお答えいたしましたとおり、法人視察等で多数の方がお見えになられても対応できる環境は整っておりません。まずは桑名市の産業まちづくり協議会のほうにお話をお聞きし、本市で取り組めることがあるかないかをまた研究してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ぜひ桑名市とも連携していただいて、県は違いますけど、お隣でござ

いますので、どんどん弥富市を境に、またさらに違う地域までどんどん広げていけばいいのではないのかなというふうに思います。

さて、海外の方は何を学びに日本へ研修しに来るのでしょうか。それは多種多様に存在いたします。感じたことは1つ。私たち日本人が普通にやっていること、これが実は外国人にとっては驚きであり勉強になるということです。さきにも申し上げましたが、現在、弥富市内にある企業、それから学校などは、それぞれの魅力や視察すべきポイントが潜在していると思います。しかしながら、受け入れをお願いすると、技術が盗まれる、そんなことをして何のメリットがあるといった声が当然出てくると思います。その壁を突破し、受け入れ企業を一定数集め、外国人向け産業観光ツアーを弥富市でも実施できる、もしくは桑名市の産業観光ツアーに弥富市も参加してやっていく、このような状態までできれば、産業観光は実現し、市内で飲食してもらえようツアー内で働きかけ、弥富市内でも消費してくれることになると思います。お金を落とさせる市内の環境整備に向け、将来像やお考えがあれば、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 市内でお金を消費していただけるような環境整備をということでございますが、観光資源も少なく、対応できる飲食店が少なく、土産物店や宿泊できる施設はないという現在の本市の状況でございます。現在整っていない宿泊、また飲食店、お土産物店等の環境整備を市の行政が行うというのは困難でございます。今後、名古屋競馬場が本市に建設された際には、多くの人が集まりお金を消費していただけるような施設が整備されていくのではないかと現在は考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ですから、見るところ、金魚のアクアリウムだったり、お土産を買うところ、道の駅だったりが必要になってくるということでもあります。

受け入れる体制づくりとしまして、観光マスタープラン作成へと題しまして、受け入れ体制をつくと一言で言っても、何から始めて、どこへ向かうかということを決めることは簡単ではありません。当然、人も金も必要になってまいります。将来像をしっかりと見据えなければ、目の前の一步は踏み出しにくいと考えます。

そこで、観光マスタープラン5年計画というのを作成していただいて、計画的に将来のインバウンドに備える体制をつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。また、他市でこのような取り組みがあれば、御紹介ください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） ただいま御説明のありました観光マスタープランでございますが、観光マスタープランとは、総合計画の分野別計画の1つとして、観光事業について長期的な

展望で施策を計画的に推進するために策定されるものであります。

本市のように有力な観光資源がなく、観光産業に依存度が低い本市では、観光計画が策定されておらず、今のところ計画を策定する予定はございませんが、今後、観光を取り巻く状況に大きな変化があった際には、必要に応じて計画策定を考えていきたいと考えております。

また、他市の取り組みについては、本市を含めた海部地区において、観光マスタープラン、観光計画を策定しているところはありません。もう少し広く西尾張地区ということで見ますと、稲沢市が観光まちづくりビジョンという観光計画のほうを策定しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 行政の皆さんの大得意わざであるでしょうし、こうしたマスタープラン、見通しですよ、ビジョンでも結構ですが、そういったものをつくっていただいて、その路線に乗りながら進めていくということは大切なことではないかなと思います。

そして、実はさきにも申し上げた産業観光の中に、教育現場の視察も有効的であるとのことでした。しかし、桑名市でも公立での受け入れはしておらず、私立で受け入れをされているそうです。掃除や給食、授業の風景などを熱心に視察され、ここに日本人の真面目さや決まりを守る精神などが培われているなど、ふだんの私たちには当たり前なことを外国の方は望んで視察されているとのことでした。

弥富市にも幼稚園や高校でしたら対象になれる可能性があると思いますし、むしろ公立の小学校を見ていただいたほうがよりよいとも考えます。産業観光の一部としてお考えいただければと思いますが、教育長のお考えをお聞きします。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 御答弁申し上げます。

観光のインバウンドではありませんが、海外の学校とは国際交流として毎年視察等を受け入れています。2017年は日中国交正常化45周年、2018年は日中友好平和条約締結40周年の年で、昨年、中国大連市から大連中学校の修学旅行の生徒さん約100人が、同じ企業の工場が弥富市にもあるという縁で弥富中学校を訪れ、生徒同士の交流をいたしました。

また、毎年、黎明高校の国際交流で、オーストラリアの大学生、アメリカの高校生が弥富市の小・中学校を訪れて交流しています。

国内では、各地から市内小・中学校の教育視察を毎年受け入れています。桜小学校では、道徳教育の研究校でしたので、東京都立川市の校長会から視察に見えました。また、北海道から、弥富北中学校で実施された、そして教育効果を上げている自問清掃を視察に見えた教育関係者が見えました。

産業観光としての可能性ならば、弥富市学校給食の品質の高さと、それに伴う食育、日の

出小、弥富中の学校施設、その他道徳教育、防災教育等、各学校の特色ある教育を前面に押し出すことはできます。ただし、これらの行事が児童・生徒並びに多忙な教職員の負担増とならないことが肝要かと思えます。教育を産業観光の一部として取り入れることは、十分な議論の要るところであると思えます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 教育長、たくさん既にお越しいただいている海外の方が見えますと言いますが、その方々はどこに宿泊されるのでしょうか。やっぱり名古屋でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 大連の修学旅行については名古屋だと思います。それから、あとの黎明高校の教育視察については、ホームステイということでございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 教育長、ありがとうございました。

最後に、この産業観光というのに向けて、市長の総括をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

私は昨年7月に、愛知県市長会の研修会という形でASEAN各国を訪問させていただきました。基本的には、マレーシア、そしてインドネシア、シンガポール、この3国を訪問させていただいたところでございます。そして、これは愛知県市長会が今後10年間しっかりと継続していこうということで計画をされているものでございますけれども、御承知のように、2026年、名古屋市でアジア大会が開催をされるわけでございます。ことしはインドネシアのジャカルタで開催をされました。そして、次の次回は中国の広州で開催をされ、その次のアジア大会が愛知県と名古屋市の共同開催ということであるわけでございます。

そういう状況の中において、愛知県38市のそれぞれのメリットというか産業であるとか、そういったようなものを打ち出していこうじゃないかという形で、この研修会がこれからも続くわけでございますけれども、ASEAN各国のそれぞれの国の旅行者、これは民間を中心とするわけでございますけれども、お話を聞いていると、それぞれの国の皆さんの国民の所得が相当上がってきている、あるいは経済も非常に大きく成長してきているというのは、皆さんも行かれて御存じのとおりでございます。そうした方が日本には数回お見えになっておるわけでございますけれども、次の段階で日本に何を求めてくるかというのが、いわゆる産業観光ということだろうと言われております。

1つは、ものづくりに対して自分たちも参加したいというような状況の中において観光地を定めていく。あるいは、日本の伝統的な文化であるとか価値のあるものに対して、自分たちもそういったものづくりに対して参加したいというようなことがアジア各国に芽生えてい

るというように思っております。また、日本のジェトロ（貿易振興機構）というのも、日本からそれぞれの国に何を紹介していったらいいかということに対しては、今では非常に付加価値の高いもの、あるいはそういう生産ができる工場を現地に御紹介申し上げていくというような状況になってきているということでございます。

だから、観光地をめぐる観光ということについては、もちろんあるわけですがけれども、どんどん観光者がシフトしている。ものづくりに参加するとか、あるいは自分たちが誘致をするようなものに対して勉強したいとか、特に今言われているのは医療ツーリズムと言われてまして、医療、介護、福祉の段階においてアジア各国も、その次の段階では日本と同じような高齢化社会が目の前に来ていると。そういう状況に対してしっかり勉強もしたいということがよく言われております。そういった形の中で、これからはそういう参加型であるとか、業態型の研修を兼ねての観光者がふえてくるだろうと思っております。

そうした意味においては、先ほど開発部長が言いましたように、日本の産業というか企業をもっと門戸を広げていかないと、なかなか受け入れがたいというふうに思っているわけでございます。国際化、あるいはインターナショナルということが言われるわけでございますけれども、まだまだそういう状況には至っていない。朝日議員のおっしゃることはよくわかりますけれども、まだまだそういう状況の中において我々は努力していかなくちゃならない、計画をつくっていかなくちゃならないことがたくさんあるなあと思っておりますので、そういった産業観光については、しっかりと時間をとりながら、我々のあり方、海部津島のあり方というものについて考えていきたいと思っておるところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 市長からいろいろと御意見をいただきました。中でも、医療ツーリズムというのは、私もニュース等では聞いておりましたが、そういうのもあったなと気づかされたところでもありました。

桑名市の観光に携わる課の課長さんが言うには、海外のそういった産業観光やデベロッパーの方が見えて、そういった方はホームページでどんなコンテンツがあるのかというのを探してみたいなんですね。今、これが人気があるというのがあれば、そこにぼんと申し込みに来ると。だから、ホームページで上げているだけで、勝手に受け入れの申し込みが来るんだよというような話もお聞きしました。

2027年にはリニアが開通をする予定であります。これは、東京、それから中部圏にリニアを目的とした方々が来る可能性が高い。かの有名な片山さつき先生なんかは、このリニアインパクトのときに、何かした地域と、それから何もしない地域では大きく差がつくよというふうに関東などでおっしゃって見えました。根拠としては、例えば成田でおきた、リニアに乗る、そして名古屋でおきてセントレアから帰るだとか、そういった流れがこれから

は頻発してくるんだらうというような根拠なんじゃないかなというふうには感じました。ぜひそういったリニアの2027に向けて、一つのきっかけとして目標を定めてやっていければいいのではないのかなというふうに思います。

それでは、次の大きな2点目、ニッケゴルフ場跡地の進捗状況について質問、また御報告をさせていただきたいなと思っております。

6月29日、30日、7月1日、ニッケゴルフ場跡地の地元説明会が開催をされました。私も3日間とも会場に足を運びました。地権者、事業者から一定の説明を受け、市民側からさまざまな質問が出ました。会場内の空気は、反対一色のムードだったと思います。

そこで、自分なりに分析をするため各区長さんなどに意見を求めた結果、大きく2つ意見があるのではないかなというふうに理解をしました。その1つは、オークション会場が来ることをそもそも許さないといったような声。もう一つは、来ることは避けられないだろう。しかし、地元の要望は聞いてもらいたい。聞いてもらえないなら反対と言わざるを得ないというようなことだったのかなというふうに思います。

そこで、私は地元の代表の方々からの要請もありまして、地元の意見の足並みをそろえるために協議会を立ち上げることにいたしました。メンバーは、小島・弥生台、海老江、五明、五之三の各地域の代表者と、それから私であります。目的は、協議した結果、地元の意見も一本化して、地元の要望をしっかり聞いてもらうこと。そして、その後もオークション業者との対話ができる環境を構築することとしました。そして、説明会で出た質問に対し、この協議会に対し回答書を要求する。第1回目の協議会を7月28日に開催し、大きくこの2つを決議いたしました。

第2回は8月25日に行い、説明会の回答書を相手側からいただき、その回答書に対し、議論し、意見を集約いたしました。回答書の内容、これは基本的にある程度好感触な内容でした。詳細の一部を紹介しますと、渋滞対策においては、交通量調査をイオンの特売日も含め4カ所で3日間行うこと。それから、営業時間外の車両は、道路待機とならないよう陸送業者へ指導するという事。雨水対策においては、法定貯水量より1,000立米多く設定し、現在のニッケゴルフ場の状態より雨水を流さないということ。それから、油水分離浄化槽を設置し、農業用水を汚染することのないよう配慮されるということ。

また、地元貢献としては、川崎重工の弥富寮へのアクセスをよくするための緊急避難通路の提供。それから、災害時屋上を避難場所として開放。そして、基準値以上の調整池の設置。地元雇用の創出。排水路の既存水門2カ所を手動から自動化へ。最後に、尾張大橋東交差点渋滞解消に向け、企業として何ができるかを検討するという事。

これらの内容は、実はまだ未確定なものもたくさんあります。しかし、やらないというような後ろ向きな回答はありませんでした。今後もこの協議会を通じて、引き続き目標達成に

向け尽力をしてみたいです。

この協議会について弁護士に相談をしましたところ、アドバイスを2点いただきました。1つは、違法性がないのなら共存の道を選ぶこと。2つ目は、事業が始まってからも協議会を持続して、その後の対応をしていくこと。その理由は、想定では相手側に損害賠償というのは求められないであろうということと、逆に騒音や事後に起きたことを相手に要求する窓口を残しておくべきではというようなこととございます。

この2点を勧められましたので、協議会に諮りましたところ、満場一致で、事業が始まってからも協議会を継続していくことといたしました。弥富市にも御協力をお願いすることも出てくると思いますので、サポートしていただけますようお願いしたいと思いますが、市の見解をお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答えいたします。

先ほど三宮議員の質問に対しての市長の答弁と重複するところもございますが、市は6月に事業者に対し、オートオークション会場の事業計画について確認したい旨、依頼文を提出いたしました。市に対する回答がなく、事業者により6月29日から7月1日にかけて3カ所で地元住民を対象とした事業説明会が開催されました。

事業者の代理人からは、市道からオークション会場事業地への車両の乗り入れ地について御相談がございました。しかし、現時点でそれ以外に事業者から市に対して何もお話がない状態でございます。しかし、地元の住環境を守ることに关しましては、市としてできる範囲でサポートをさせていただきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 朝日議員に御答弁申し上げます。

今、都市計画課長が話したとおりでございますけれども、6月末、あるいは7月上旬に地元の地域の皆様方にさまざまな形で説明会が開催されたわけでございます。そのときは、先ほども三宮議員に申し上げましたけれども、渋滞対策をどうするんだ、あるいは雨水というような状況の中での排水対策をどうしていくんだ、あるいは地域における貢献策というものについてどうしていくんだということが主な協議内容ではなかったかなと思っております。

残念ながら、具体的な事業運営につきましての話は市側にないわけでございますが、何もないというわけに、いつまでも放っておくわけにはまいりません。そうした状況の中において、私どもは、今、地元の協議会の皆様方がさまざまな形で御要望されている点ということについての御回答であったり、あるいは行政間同士、例えば愛知県と一緒にこの問題について協議をした結果、こういうのが課題だよというようなことを事業者に対して私たちは報告していかなくちゃならないということも含めて、私どものほうから事業主に対して一連の

運営状況についてしっかりと話し合いをさせていただきたい旨を要求申し上げていく、要望申し上げていくというふうに思っております。下期に入りましたら、早い時期に事業者を交えながら、行政間同士も含めていろんな課題について話し合いをしていかなきゃならない。このことが地域住民の安心・安全を守っていく最大の道だろうと思っておりますので、これからも、先ほども担当者が話ししましたように、最大限地元の皆様方の御要望というか安心・安全ということに対してしっかりと図っていきたい、一緒に協議会の皆様方とも連携をとりながら進めていきたいと思っておりますので、近いうちに御要望を申し上げたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 市長おっしゃるとおり、例えば目の前の県道、それから海老江の交差点を入れていけば市道でございます。県、それから市、行政間のやりとり、または信号のことがありますので公安委員会、そういったところが話し合いを進めて連携していかなくてはならない、おっしゃるとおりだと思います。ですので、協議会からの要望等もございましたけれども、一つでも要望がかなえられるように、協議会もしっかりと要望事項もいたしますし、それが市民の皆さんへ納得してもらおう、100点はとれないかもしれないけれども、一つでも皆さんが納得していただけるように私たちは努力していかなければならないものだというふうに感じながら協議会を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続き御支援もよろしくお願いしたいと思えます。

最後に、今回の最終日に、私、紹介議員となりまして請願書を提出いたしております。また、提案理由は最終日に述べますけれども、そもそもの根本的な渋滞緩和、こういったこと、先ほど三宮議員が言われた交通安全も一つかと思っておりますので、そういったところをしっかりと県、または公安委員会にも訴えていく、そういった活動もあわせて行っていることも御報告いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（堀岡敏喜君） 本日はこの程度にとどめ、明日に継続議会を開き、引き続き一般質問を行いたいと思えます。

本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時15分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀岡敏喜

同 議員 江 崎 貴 大

同 議員 加 藤 克 之